令和５年度

社会福祉制度・施策に関する提言

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
政　策　提　言　委　員　会

はじめに

社会福祉は、人々の貧困と正面から向き合う中で発展してきました。しかし、今日の社会の課題は、絶対的貧困から社会的格差へと変化し、さらに生活のしづらさ、生きづらさ、社会的孤立や孤独へと変わってきています。

政策提言では、こうした新しい社会の課題に対応するため、今年度もそれぞれの関係者からヒアリングを重ね、社会福祉の目指すべき方向について議論を積み上げてきましたので、その結果を提言します。

また、これからの神奈川の福祉のあり方として掲げた共通目標については、この３年間「社会関係性の再構築」をテーマに関係者の声を集め、ブラッシュアップを図ってきました。この共通目標の実現に向けては、これからも福祉関係者並びに県民の皆様とともに具体的・計画的に取り組みを進め、次世代の福祉を担う人たちに継承しながら、誰もが輝ける神奈川を創造してまいります。

令和５年１０月

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
会長　篠原正治

令和5年度　社会福祉制度･施策に関する提言　　目次

第1部　政策提言　1

1　社会福祉の共通課題に関する提言

1	人口減少社会における福祉人材の確保･育成･定着に向けた施策の充実	2
2	社会福祉施設等における物価高騰に対する支援の拡充	4
3	子どもの育ちを支える施策の拡充	6
4	地域生活課題の解決に向けた包括的な支援体制の構築	8
5	福祉施策の適切な運用	10
6	本人が望む生活の実現に向けた意思決定支援の推進	12

2　社会福祉の個別課題に関する提言

1	神奈川におけるよりよい障がい福祉の推進	14
2	外国人人材の参入支援と、外国人住民の生活支援の充実	16
3	権利擁護支援としての日常生活自立支援事業の運営基盤確保	20

第2部　共通目標　これからの神奈川の福祉のあり方　23

第3部　各部会･協議会･連絡会からの課題提起、　制度･施策への提言　29

1　経営者部会　施設部会（協議会）

1　経営者部会　30
2　児童福祉施設協議会　31
3　母子生活支援施設協議会　32
4　保育協議会　32
5　老人福祉施設協議会　33
6　障害福祉施設協議会　34
7　社会就労センター協議会　38
8　福祉医療施設協議会　38
9　更生福祉施設協議会　39
10　地域生活施設協議会　41
11　介護老人保健施設協議会　41

2　民生委員児童委員部会　市町村社協部会

12　民生委員児童委員部会　42
13　市町村社協部会　43

3　第２種･第３種正会員連絡会

14　県手をつなぐ育成会　45
15　県障害者地域作業所連絡協議会　45

16　県ホームヘルプ協会　46
17　横浜ダルク・ケア・センター　46
18　県断酒連合会　46

4　政策提言委員会　委員

19　石橋委員・元政策提言委員会委員　47

5　本会・各部所

20　福祉サービス推進部　福祉サービス第三者評価推進機構　48
21　かながわ福祉人材研修センター　48

外国人　介護・福祉人材受け入れに関する緊急アンケート　について　50

関連資料　53

令和５年度　社会福祉制度・施策に関する課題把握調査・調査票　54
社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会　政策提言委員会設置要綱　56
政策提言委員会　委員名簿　57
令和５年度　政策提言委員会　活動経過　58

第１部　政策提言

この提言は、社会福祉施設等を経営する団体・公私の社会福祉施設・民生委員児童委員・市町村社会福祉協議会など、さまざまな福祉関係団体の参加による本会の各部会・協議会、当事者・親の会・関係団体から構成される第２種・第３種正会員等に対して、提言とその背景、取り組み状況などについて調査を行い、その結果を元に委員会で協議し、とりまとめたものです。

❶ 社会福祉の共通課題に関する提言

1　人口減少社会における福祉人材の確保・育成・定着に向けた施策の充実

- 人材確保に向けた職員配置基準の見直しと、報酬の増額による職員の処遇改善
- 福祉の現場の喜びや魅力を伝え、共感を促す福祉教育の推進と、教育分野との連携
- 在宅を支える小規模事業所の人材確保と育成に対する支援

■ 課題認識

〇人口減少により各産業で人手不足が生じる中、とりわけ福祉・介護分野の人材不足は深刻な状況となっている。2021 年現在、社会福祉の専門職の有効求人倍率 2.88 倍、介護サービス関係職種は 3.60 倍と、全職種の有効求人倍率を大きく上回っている状況が、それを顕著に表している。

〇慢性的な人材不足の対応として人材派遣会社を利用すると、一人につき年収の 30%ほどの紹介料がかかる一方、入職しても数日でやめてしまうケースも見られ、法人の大きな負担となっている。

〇介護老人福祉施設の国の配置基準（介護・看護配置 3:1）は、介護が重度化する実態に照らし合わせると乖離があり、現場では基準以上の職員を配置する必要がある一方で、多忙な業務による職員の疲弊や早期退職が課題となっている。

〇人材が不足する中での福祉のサービスには、重大な事故や労災につながる大きなリスクがある。

〇障害者地域活動支援センター等の小規模事業所では、後継者不足による事業所の閉所が起きている。

〇在宅介護を支えるホームヘルプサービスでは、ホームヘルパーの研修終了後に、訪問系サービスではなく、いわゆる施設に就職する状況が見られ、人材確保と処遇改善が大きな課題となっている。

福祉関係者に期待される取り組み

- 労働力不足の代替として期待されるロボットや AI 技術は、介護などの身体的負担軽減などに役に立つ一方、利用者の気持ちやニーズを読み取る高度なコミュニケーションが求められる対人援助の仕事は、AI がとって代わることのできない、人にしか担えない仕事である。
- このことを誇りとして、福祉の職場にある利用者の笑顔から得られる喜びや、人とのつながりがもたらす豊かな創造性、やりがいなどを社会に対して分かりやすく発信していく必要がある。
- 福祉の仕事のわかりにくさを払拭し、あらゆる世代の共感を促すとともに、これまで以上に福祉と教育の連携を深めながら、福祉の魅力を継承していく必要がある。
- 中途採用などで入職時期がまちまちな新人教育に対応できるよう、多忙な個々の事業所に代わり、社会福祉法人が連携した形で動画等の制作を行い、定期的な新人教育研修を担う。これにより介護事故のリスクを下げ、利用者が安心してサービスを利用できること、加えて、働く職員にとって安心・安全に働くことができる職場環境をめざす。
- かながわ福祉人材センター及び福祉関係者は、多様なキャリアや年齢層の人材の参入を促進し、福祉分野に関わる層を広げていく必要がある。

行政に求められる取り組み

- 福祉サービスの提供維持・質の向上に向けて、実態を考慮した職員配置基準と、それに見合う報酬への改定を求める。また、人材不足がこれ以上進まないよう、職員給与の原資となる報酬の大幅な増額を求める。
- 障害者や高齢者の在宅生活を支えてきた小規模事業所や訪問介護事業所等の継続に向けては、人材確保・育成の一環として、職員研修にかかる助成や資格取得の補助制度を検討する必要がある。
- 行政は、福祉施設や保育所の整備にあたっては、ハード面の整備だけでなく、そこで働く人材を確保・育成することについても併せて取り組むことが求められる。

介護・福祉分野の有効求人倍率の推移

○　介護サービス職や保育士等を含む社会福祉の職種の有効求人倍率は、全職種を大きく上回って推移している。

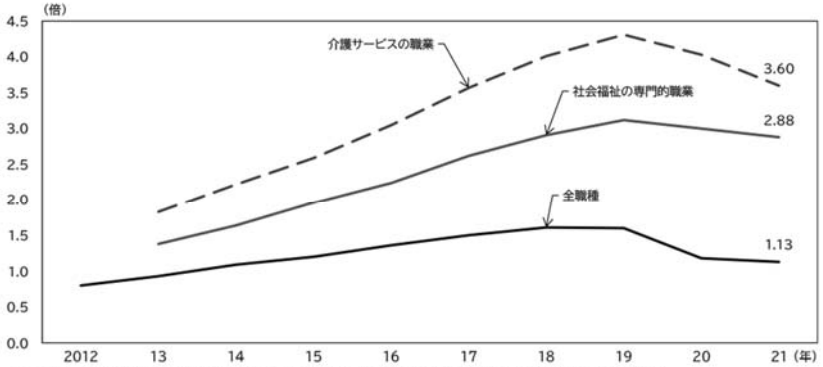

資料出所　厚生労働省「職業安定業務統計」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
（注）　1）実数を掲載している。
2）「介護サービスの職業」は、介護サービス員、ホームヘルパーなどを指す。
3）「社会福祉の専門的職業」は、ケースワーカー、介護支援専門員、スクールソーシャルワーカー、保育士、心理カウンセラー（社会福祉施設など）を指す。
4）「介護サービスの職業」「社会福祉の専門的職業」の有効求人倍率は2013年以降の実績が公表されている。

（厚労省ＨＰより）

有料職業紹介所への支払い額（採用時の想定年収に占める割合）

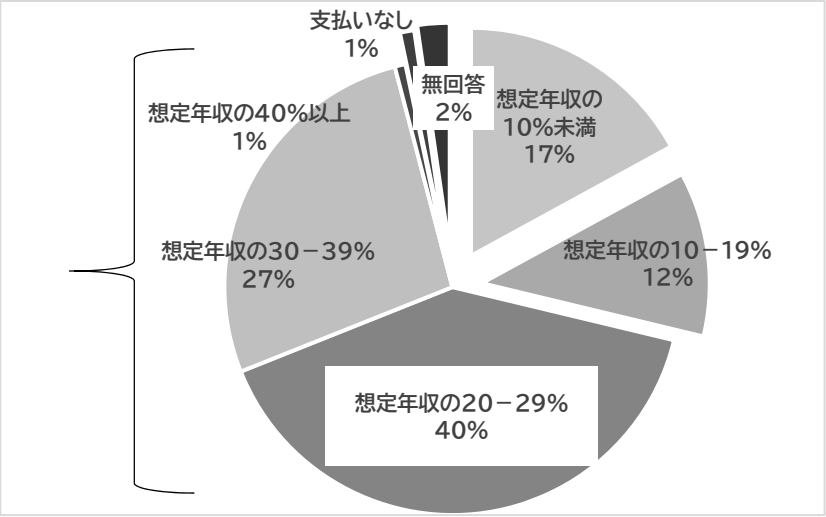

想定年収に占める割合が 20%以上となるケースが 68%(40%＋27%＋1%)を占めている。
（本会「令和３年度　福祉施設等の人材確保に関する需要調査」より抜粋）

２ 社会福祉施設等における物価高騰に対する支援の拡充

- 物価高騰に対応した社会福祉法人や社会福祉施設運営の財政支援
- 社会福祉法人や社会福祉施設の運営実態を踏まえた次期報酬改定や措置費などの公的価格への反映

■ 課題認識

〇社会情勢の悪化による物価高騰が社会福祉法人や社会福祉施設等の運営に大きな影響を及ぼしている。本会施設部会が行った「アフターコロナに向けた施設運営に関するアンケート」の調査結果によると、令和４年４月～６月にかかった経費のうち、特に影響を受けた費目は「燃料代」と「電気代」で、ともに全体の 68%が前年度より『20%以上増』と回答した。

〇一方で、食料品、水道光熱費が 30～50%ほど上昇、建築費が上昇している法人も見られ、物価高騰が社会福祉法人や社会福祉施設等の運営費をよりひっ迫させている状況が明らかとなった。

〇社会福祉事業は、公的な報酬が運営原資であり、これまでも収支のマイナスが常態化している社会福祉法人は、全般的に事業継続の危機が高まっている。

〇社会福祉事業の運営は、公的価格により決められているため、物価高騰による影響を利用者に転嫁することは難しい。

福祉関係者に期待される取り組み

- 利用者支援に支障のない範囲で節電や節水、節資源等の取り組みを継続してすすめていく。

行政に求められる取り組み

- 国および県は、安定的な福祉サービスを提供するためにも、今後の公的価格（介護・障害福祉サービス報酬等）や措置費等の改定時において物価高騰による社会福祉事業の経営実態を踏まえ、県内社会福祉施設報酬等への適切な反映や県独自の財政支援を行うこと

＜参考＞アフターコロナに向けた施設運営に関するアンケート調査結果（一部抜粋）

【調査対象】神奈川県社会福祉協議会施設部会会員１，２５３施設
【調査期間】令和４年８月１日～９月２日
【回答数】　７０７施設（回答率５６％）

〇燃料・物価高騰の影響（令和３年４月～６月と比較し、令和４年４月～６月にかかった経費の増加幅）

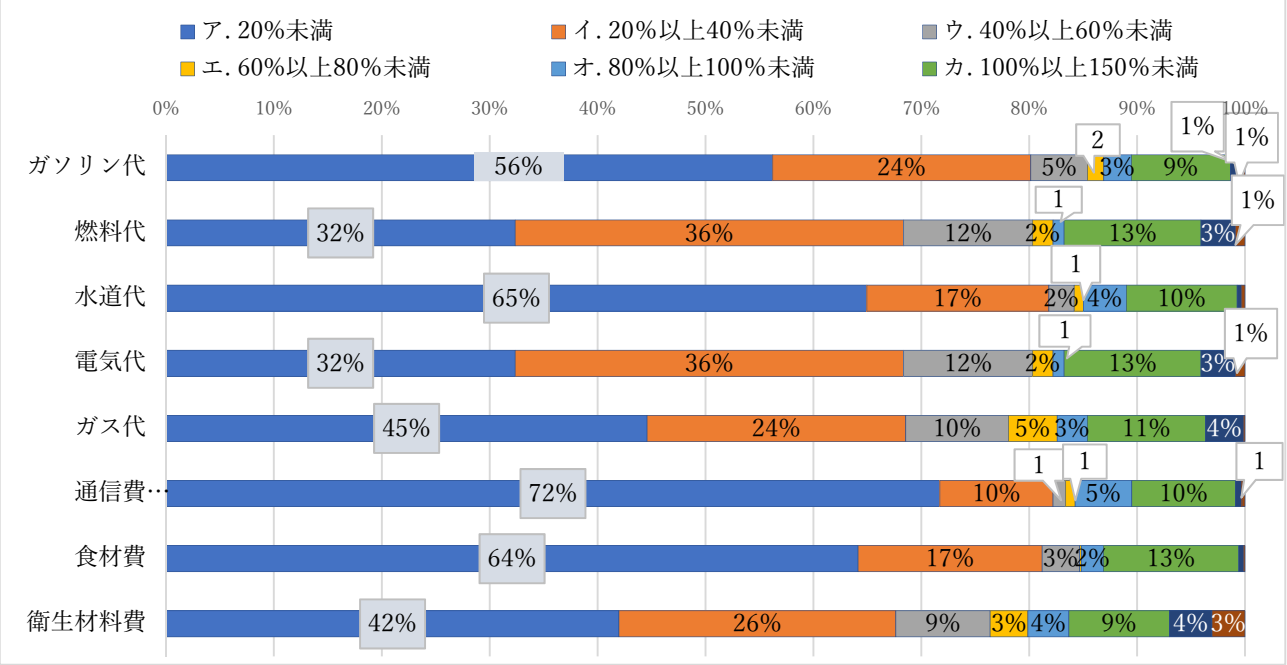

＜図表の説明＞
　特に燃料・物価高騰による影響を受けた費目は「燃料代」と「電気代」で、ともに全体の 68%が前年度より『20%以上増』と回答した。
　この設問については、回答が『前年度より増加した』結果になる想定のうえ選択肢を設定したが、事業の休止等で「減少した」ところも聞かれ、その場合「20%未満」として結果に反映した。
　自由記述においては、「高騰の影響を少なくするために適宜見直しをしている。当施設では前年比では大きな負担増はないが、そういう努力が前提にあることを知ってほしい。また、稼働がコロナ以前より下がっていることもあり、そのために燃料使用量が減っているため、費用の増額が結果に表れないという背景もある」という通所施設の意見も寄せられた。（令和４年９月現在）

＜その後の実状＞
　長期化するコロナ禍において、クラスター発生により一時的に事業を休止する状況は散見されるが、入所・通所に関わらず、感染対策を取りながら、利用者への支援を継続している現在においては、「物価高騰が著しい状況の中、努力や工夫だけでは法人経営・施設運営が立ち行かない」「対応できる限度を超えているが、利用者のため事業は継続せざるを得ない」「前を向いてコロナ禍や物価高騰に対応していくためには、国・地方自治体からの一体的・継続的な財政支援が必要である」等、会員法人・施設から多くの声が寄せられている。（令和５年２月現在）

３ 子どもの育ちを支える施策の拡充

- 子どもの権利条約を基本とするすべての子どもの生きる・育つ・守られる・参加する権利や思いが尊重される支援体制の確立
- 社会で子ども・子育て世帯を支え、見守る意識づくりの発信

■ 課題認識

〇本年４月に施行されたこども基本法には、子どもの最善の利益のもとに意見が尊重されることが基本理念に盛り込まれた。児童福祉施設においては、今後の政策や計画に基づいて子どもの思いが尊重される支援体制づくりが必要となる。

〇地域においては、親自身の病気や失業等によって、家族が福祉的課題を抱えるケースが増えてきている。母子生活支援施設のような家族を全体的に支援する機能は、今後社会に巣立つ子どもの育ちを支える上で必要不可欠である。

〇児童養護施設における家庭的養護への転換の取り組みとして、施設機能の見直しや施設整備が進められているが、施設は社会的養護を担う人材育成拠点としての役割を担っている。これまでチームで連携して子どものケアにあたる OJT の場であったが、小規模化や地域分散化された施設の環境においては育成機能の縮小につながり、継続的な人材育成を図ることが難しい。

〇また、一時保護所が満員となっている本県の状況で小規模化が進んだ場合、子どもたちの生活の場が足りなくなることが懸念される。

〇里親やグループホーム、施設等にはそれぞれの特色があり、子どもの年齢や発達状況などを踏まえた上で、子どもたちが健やかに育つことのできる環境を選択できることが好ましい。

〇少子高齢化・核家族化等により、子どもが高齢者と関わる機会が希薄になっている。子どもが健やかに成長できる養育環境の視点から、保育園においては地域の高齢者との世代間交流が促進され、高齢者の知恵や昔ながらの遊びが伝承される機会を作ることが求められる。

福祉関係者に期待される取り組み

- 母子生活支援施設では、世帯の自立や安心・安全な生活を目標に支援を行っている。今後は、児童福祉施設として日頃から子どもの意見を聴き取り、自立支援計画へ反映するなどの支援体制の見直しが必要である。
- 家庭的養護の推進においては、行政や関係機関等と、本県の実情や社会的養護の在り方、入所児童の状況等についての情報共有の場をもつ必要がある。
- 市町村社協と連携し、元気な高齢者が保育ボランティアとして保育現場に参加できるよう取り組みが進むこと。また、保育所においては受け入れにあたっての体制づくりが図られること
- 福祉関係者は、運営上の課題や施設の役割・機能等について、地域社会の理解・協力が得られるよう必要な情報発信の取り組みをすすめること

行政に求められる取り組み

- 家庭的養護の推進においては、本県の状況や児童養護施設等で生活する子どもの実態、児童養護施設の役割・機能に応じて整備をすすめるとともに、“社会で子どもを育てる”という価値観が浸透し、地域社会の理解・協力が得られるよう必要な情報発信の取り組みをすすめること
- 子どもの意見表明を汲み取る仕組みがすべての児童福祉施設において整備されること
- その仕組みを運用する中では、関わる施設・機関や職員の、理解を深めるための研修の機会をつくるとともに、複数の機関が子どもの支援に関わる場合には、関係機関同士が連携して支援を行うことができるよう協議の場を設ける等の体制を構築すること

令和３年度　本県の児童相談所における所内一時保護児童の状況

受付件数：2,735 件（政令市・中核市を含む）

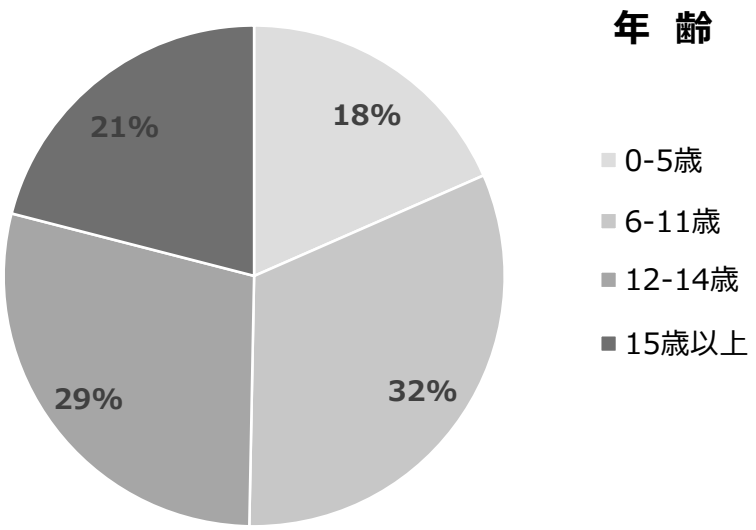

受付件数のうち処遇状況：2,676 件

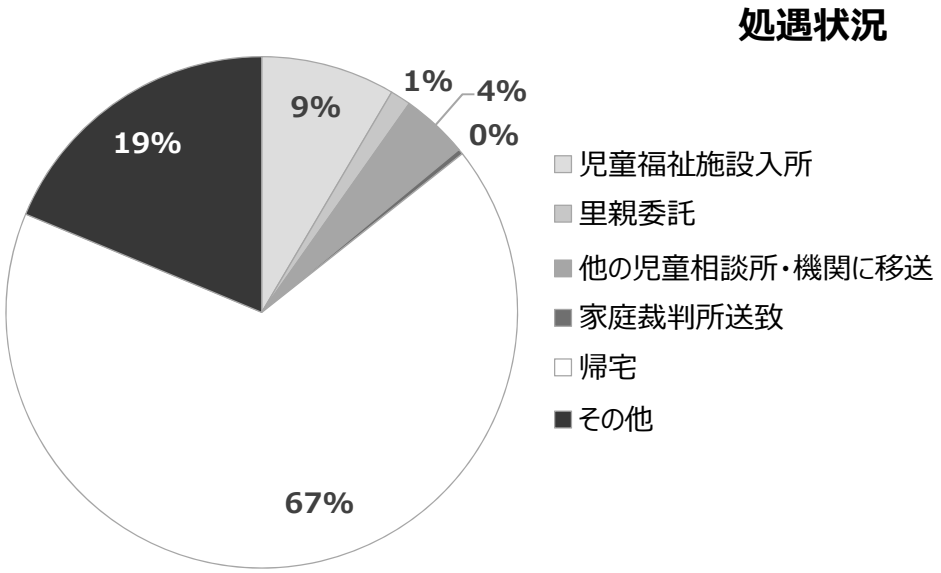

出典：神奈川県「令和３年神奈川県福祉統計　3　児童福祉　3-5 表　児童相談所における所内一時保護児童の状況」より抜粋

４ 地域生活課題の解決に向けた包括的な支援体制の構築

- 地域住民が主体となって行う、地域生活課題の解決に向けた取り組みに対する支援
- 市町村域における社会福祉法人の公益的な活動と、地域福祉のネットワーク強化
- 仮出所した人や孤独・孤立など生活のしづらさ・生きづらさを抱える人への支援に向けた分野種別を超えた連携・協働

■ 課題認識

〇中高年のひきこもりやコロナ禍における住民の孤立、児童虐待やケアラーなど、生活困窮世帯が増加している。また、障害認定や手帳の有無にかかわらず、生活のしづらさ・生きづらさを抱える人の存在が顕在化している。

〇地域福祉活動の担い手である民生委員・児童委員には大きな期待が寄せられているが、つなぎ先が見えない相談も多く、負担感につながっている。

〇一方で、複雑化・多様化した相談に、困難事例が積み重なる中では、専門家だけでは解決できない課題があり、地域の関わりが必要となっている。

〇仮出所した人の生活の場としての更生保護施設と福祉施設は、それぞれの管轄省庁が異なるため、支援の縦割りが生じている。

〇少子高齢化・核家族化が進み、家庭内で高齢者と子どもが関わる機会が減少する中、高齢者などの異世代の知恵に触れる機会がなく、地域の中での関係性が希薄になっている。

〇福祉従事者は、人手不足等の対応や経営に負われ、思い描いた地域福祉と異なる現実に疲弊する様子が見られる。さらにコロナ禍では、職員の内外の交流や意見交換の機会が減少し、気づかないうちに職場で孤立している現状も見受けられる。

福祉関係者に期待される取り組み

- 断らない相談、伴走型・プッシュ型支援、他機関協働など、市町村では包括的支援体制の構築に向けた行政としての取り組みが進む中、社会福祉法人や社協は、行政をはじめ、関係団体等と連携・協働し、ネットワークを強化しながら地域生活課題の解決に取り組んでいくこと
- 保育所においては、地域で関わりが薄くなった高齢者と子どもが関わることのできる世代間交流を行う。畑づくりや散歩などの行事をとおして、高齢者にとってはフレイル予防や一人暮らしの方の孤立予防などの効果がある一方で、保育所では、行事に大人が関わることが安全の確保につながる。
- 社会福祉法人は、孤立や貧困の背景となる要因をみて、地域社会にどのような視点を持って関わるかを考え、例えば、社会参加の場をつくるなど、ゆるやかな連携を持って利用者本人の望みや生きがいに寄り添うこと

- 生きづらさを抱えている人、地域から排除されがちな人への支援にあたっては、地域がどのように育っていくのかという視点を社会福祉法人・事業所、住民活動と共有し、地域社会に対するまなざしを定めていくことが必要
- また、どのような地域にするのか、どのような課題を解決しなければいけないのか、共有するための学びの場が求められる。

行政に求められる取り組み

- 地域生活課題の解決に向けては、施策の検討や行政の縦割りの解消、民生委員・児童委員が安心して相談が受けられるよう、つなぎ先を充実させること。また、地域の担い手に過度な負担をかけることがないよう、行政や関係機関が連携し仕組みとしての受け皿を整えること
- 市町村行政は、多様化、複雑化、複合化する住民の生活課題の解決に向けて庁内連携を図り、市町村社協および関係機関団体、地域の担い手との連携・協働による包括的支援体制の構築に向けた取り組みを推進すること
- 地域の担い手の活動を包括的支援体制に位置付け、活動の活性化にむけた支援の拡充を図り、住民主体の活動を促進するための専門職の配置を、地域の状況にあわせて進めること
- 更生保護の観点では、仮出所者した障害・高齢のある人が適切なサービスに繋がる必要があるが、地域の実情によって必ずしもスムーズに実施されていない更生保護施設と福祉施設間の協働について、国の所管庁がイニシアティブをとり、両者の協働を促進すること
- 就労支援事業所は現状は障害者の働く場となっているが、障害のある方だけでなく、職業訓練ができれば社会参加ができる人たちが多い。障害認定や手帳の有無など、制度の縦割りや垣根を超えるしくみが求められる。

5 福祉施策の適切な運用

- 中・長期の福祉需要と人材確保・育成対策を踏まえた福祉計画の策定
- 地域区分の等級による報酬格差の是正
- 福祉医療施設や母子生活支援施設の社会的活用に向けた普及啓発

■ 課題認識

〇県内における「特別養護老人ホームの経営実態調査（2021 年度）」の結果から、特別養護老人ホームでは、待機者の減少が稼働率の低下となり、収益が悪化していることが分かった。県域では４割、政令市では３割が赤字経営となっている。また、短期入所の利用率が低下し、空き室が常態化している。（Ｐ33～34：老人福祉施設協議会提言参照）

〇一方、新たな施設整備が進んだとしても人材確保が困難であり、施設の体制が整わず、利用の受け入れに係る時間、入居までの選定に時間がかかる状況がみられる。

〇同調査によれば、特別養護老人ホームの介護職員の基本給は、級地によらず、国調査よりも従来型は２万円以上（ユニット型 1.2 万円以上）高く、処遇改善加算の取得も積極的に行われているが、今般の物価高騰への対応や、人材確保のための賃金アップが求められるため、人件費が経営をひっ迫する懸念がある。

〇障害福祉分野においては、地域区分の等級により基本報酬単価が異なるが、その一方で必要経費や人件費が低いという訳ではなく、同じ県内において単価の違いが、職員の配置にも影響し、サービス提供に差が生じることが懸念される。

〇福祉事業の費用については人件費の割合が非常に高いが、社会福祉事業は公的な報酬が原資となり、利用者価格に転嫁することはできない。

〇特別養護老人ホームでは、低所得、医療ニーズ、身寄りとなる人の不在などの状況で、入居が進まないなど、入居希望と受け入れ制限のミスマッチが起こっている。受け入れ施設に対する支援が必要となっている。

〇社会的養護関係施設の多機能化・高機能化は、施設整備だけでなく、それを担う人材育成が必要不可欠である。単に施設規模を縮小した施設整備は、多機能化・高機能化を担う人材の育成は難しくなることが懸念される。

〇無料低額診療事業など、福祉医療病院が行っている福祉的な取り組みが、必要としている人に対しての周知が不足している状況がある。

〇母子生活支援施設では、利用定員に満たない、定員割れの状況があり、行政の相談や入所に関わる事務がスムーズに機能していない状況が予想される。困難な状況に置かれた母子を支える福祉施設としての役割について、行政に対して理解を広げる必要がある。

〇生活保護施設では、収入・住まいを失った方への緊急対応として空き部屋を活用した生活困窮者支援に取り組んでいる。

福祉関係者に期待される取り組み

- 法人は持続可能な事業運営と経営基盤の強化を目的として、必要に応じて社会福祉連携推進法人を含めて、法人間連携の仕組みを検討すること
- 県社協には、福祉サービスの提供基盤の強化に向けて、社会福祉連携推進法人等の法人間連携に関することや、経営管理に関する情報提供や、経営に関する相談事業・研修の実施を通じて、社会福祉法人の経営管理を支援する役割が期待される。
- 支援機関・団体は、無料低額診療事業や母子生活支援施設等の役割・機能について理解を深め、必要とする人に制度の利活用に向けた適切な情報提供を行うこと。
- 福祉医療施設協議会や母子生活支援施設協議会として、福祉関係者に向けて、それぞれの支援に関する役割についての普及啓発や、行政との情報交換を行い、サービスが必要な人に情報が届くように努める。

行政に求められる取り組み

- 県、市町村において、少子高齢社会の進展、人口減少に応じて、福祉ニーズを中・長期的に把握すること。そして、民間団体と協調し、施設整備と福祉人材の確保・育成が一体的に展開されるよう、福祉計画の策定が行われること
- 国において、地域区分の等級により基本報酬が変わる級地格差の是正がされること
- 処遇改善について、直接支援をしている現場の介護・支援職員以外の手当ての対象外になっている高齢・障害福祉分野の相談業務従事者や障がい者のサービス管理責任者や看護師等を対象に含めること
- 特別養護老人ホームにおいて、入居率を高めるための待機者の実態把握や、要介護度の制限の緩和、医療ニーズが高い方や身寄りのない方などの入居希望者の受け入れ施設への支援や、入居できる支援策について検討を行うこと
- 社会的養護関係施設が持つ、人材育成の役割を担う育成拠点としての機能も踏まえて、多機能化・高機能化の施設整備が図られること
- 市町村において、無料低額診療事業や母子生活支援施設への理解を深め、必要としている住民が情報にアクセスできる支援策に取り組むこと
- 生活保護施設を多機能化し、生活困窮者支援施設を併せて運営できるようにすること

６ 本人が望む生活の実現に向けた意思決定支援の推進

- 当事者目線の障害福祉推進条例における意思決定支援の充実
- 障がいの有無にかかわらず、誰もが安心・安全に暮らすことのできる社会を構築するための環境整備
- 就労継続支援における多様な働き方の推進と誰もが排除されない工賃算出方法の見直し

■ 課題認識

〇本人の社会経験が少ないことや障がいによっては、本人の意思を読み取ることが難しいこともあり、意思がないと誤解される場合がある。こうした誤解を解消し、当事者目線の障害福祉推進条例に基づき誰もが安心して暮らすことのできる地域共生社会をすすめる上では、インクルーシブ社会やバリアフリー社会の構築が必要である。

〇本人が望む生活を実現するためには、ライフサイクルにおいて、本人の意思決定によって多様なサービスを選択できる仕組みの構築が必要である。

〇意思決定支援においては、相談支援専門員やサービス管理責任者等を中心に本人の思いを聴き、サービス利用や個別支援の計画を本人とともに作ることが求められるが、人材不足等により相談支援専門員やサービス管理責任者等が担う負担は大きく、本人の権利擁護と自己決定を支える枠組みとして十分に機能できない現状があり、サービスの低下につながる懸念がある。また、セルフプランによりサービスを利用している障がい者の中には、モニタリングを行う人がいないという課題がある。

〇就労継続支援は、本人の“働きたい”という思いを支える就労支援の場である。しかし、本人のもつ力によって毎日働くことや長時間勤務が難しい方がおり、このような方を受け入れることで事業所の１か月の平均工賃額が下がってしまうため、平均工賃額を基にした報酬体系となると、場合によっては利用を断る可能性がある。

〇障がいがある人に対する最期の場面の意思確認の方法が確立されていない。

福祉関係者に期待される取り組み

- 障害福祉サービス事業者は、障がいのある方の意思決定（支援）を支える仕組みについて関係機関とともに検討を重ねていく。
- 本人の自立した生活の実現に向けて、就労継続支援で働く障がいのある方の工賃を上げる取り組みをすすめていく。
- 県手をつなぐ育成会では、全国手をつなぐ育成会等と連携し、本人の意思が尊重され、安心・安全に地域での生活を送るため地域の障害福祉施策や支援の実態について調査し、必要な施策・政策等の要望活動を行うこと
- 誰もが安心・安全に暮らすことができる社会を構築するための環境整備の一環として、県障害者地域作業所連絡協議会に所属する地域作業所は、既存のサービスに限らずインフォ―マルな資源も活用し、障害福祉サービスだけでなくひきこもりや狭間の問題といった多様な対象者への支援を行っている。こうした取り組みを各地域において関係機関が集まるネットワーク会議の場において事例を共有し、包括的支援体制の取り組みにつながる実践を積み重ねること
- 障がいのある方の看取り期の意思決定支援の方法を地域の医療・福祉関係者等と連携した仕組みの検討を行うこと

行政に求められる取り組み

- 県は、当事者目線条例の根幹となる意思決定支援を進める上での体制を確保するため、中心となる相談支援専門員やサービス管理責任者等の処遇改善加算等による見直し・改善と地域によってサービス量や質に差が出ないよう人材確保等の施策を求める。また、国は、相談支援専門員やサービス管理責任者等の基本報酬の改善を行なうこと
- 障がいの有無にかかわらず、幼少期からともに育ち、ともに学ぶことのできる環境整備によりインクルーシブ社会やバリアフリー社会の構築を行うこと
- 国は、就労継続支援事業所における報酬単価の基準となる工賃実績の算出方法の見直しを図ること
- 県民に対し、障がいや障がいのある方の理解促進につながるよう取り組みをすすめること

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の確保が困難な理由（複数回答可）

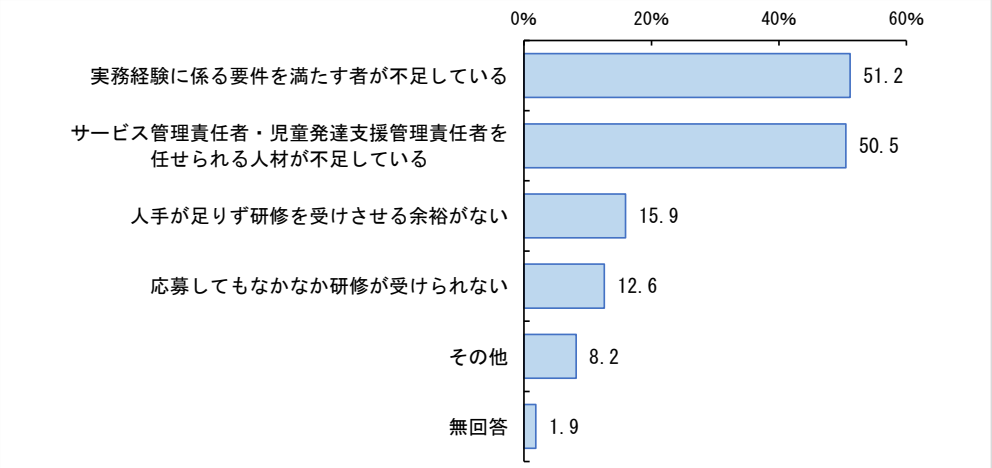

図 23. 確保が困難と感じる理由（n=1,016）

出典：独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 「サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の業務実態及び制度改定後の養成研修の実態に関する調査研究（令和 5 年 3 月）」より抜粋

相談支援事業所における事業実施にあたっての課題について

図表 545 ②事業実施にあたっての課題〔複数回答〕

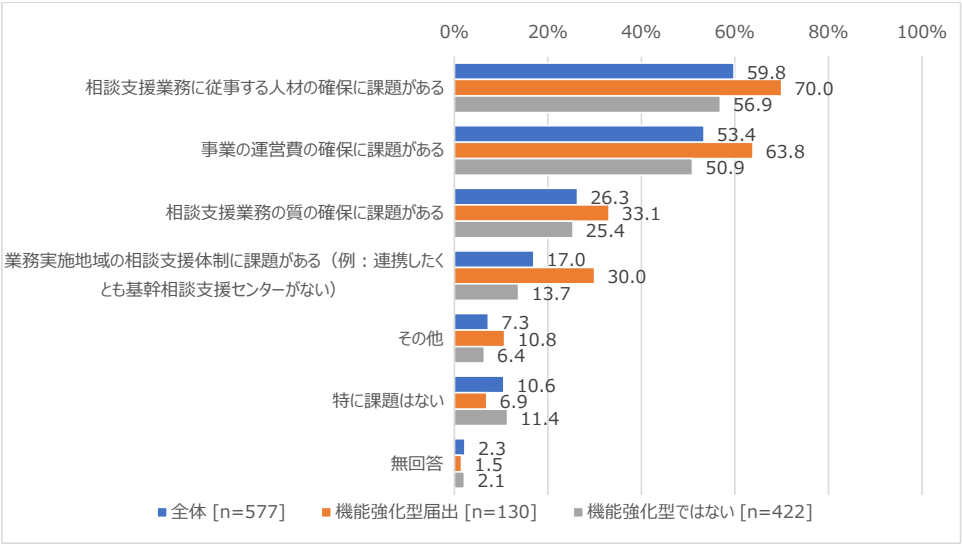

出典：厚労省 「障害福祉サービス等報酬改定検証調査結果（令和 4 年度調査）」より抜粋

❷ 社会福祉の個別課題に関する提言

1 神奈川におけるよりよい障がい福祉の推進

2022 年９月に国際連合の障害者権利条約の勧告で示された方向性を尊重し、その「地域移行」を推進・継続していくためにも当事者の方々の安心した地域共生社会を支える仕組みとして以下のとおり提言する。

（１）ライフサイクルにわたり意思決定支援に基づいた、本人の望む暮らしを支える循環型サービスの実現

令和５年４月に施行された「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」のもと、県全体で地域共生社会の実現に取り組む諸制度の推進と啓発を進める必要がある。

ライフサイクルにわたる意思決定支援において、本人の望む暮らしと日中活動（仕事）を可能にするため、行政と障がい福祉サービス事業者等が協力して、循環型サービスを実現することが求められる。

■課題認識

〇本県では、1960 年代後半に障害者のコロニーはつくらず、県全体で分散型の施設整備を基本方針として、入所施設を拠点にグループホームを地域に広げるために、県単独補助に先駆的に取り組んだ。結果、障害者支援施設の入所者数は全国で最も少なく、グループホームの利用者は、現在にあっても入所施設利用者の 2 倍以上となっている。

〇本人の意思決定の象徴は、1994 年に本人と神奈川県知的障害者施設団体連合会がともになって作り、時代に合わせて改定してきた「あおぞらプラン」である。本人がライフサイクルの中で、暮らしの場、日中活動、働く場を、適宜選べるためには、多様な福祉サービスを重層的に整えることが求められる。

〇虐待防止と身体拘束の適正化については、全ての施設・事業所が重点的に取り組んでいるが、虐待防止は繰り返し研修することが基本となる一方、研修に参加しない事業所がある。全事業所をフォローした研修の継続的な実施等が求められる。

〇コンサルタントのもとで営利を目的として民間事業者が障がい福祉サービスに参入する事例が散見される。利益を優先する一方で、未経験者が支援を行っている実情があり、就労移行支援や就労継続Ｂ型を行い、困難ケースを他のサービスにつなげるケースや、専門性の確保がないままグループホームの運営に進出してくるものもあり、権利擁護の観点からも心配な状況である。

〇県全体の中で、県立施設（指定管理施設を含む）と民間施設は、それぞれ役割分担をして障がい福祉を担ってきた。当事者目線の障害者福祉推進条例では、県立施設は通過型施設としての位置づけになった。しかし、県予算による財源で運営される県立施設には、法人・施設間のセーフティーネット、職員の育成・研修、調査研究と成果の提供、医療的ケアへの対応、困難ケースへの対応などの役割があり、その責任がある。

―提言内容―

① ご本人がライフサイクルにわたり意思決定支援に基づき多様なサービスを選び、利用できる環境、条件を整える。

② セーフティーネットとなる通過型を含む循環型、横断型（介護保険との併用）サービスを構築する環境、条件を整える。

③ 障害者支援施設の機能、役割を時代に即して再編し、短期入所事業等で地域生活をバックアップする「地域拠点ホーム」としての機能を担うとともに、ご本人の安心を支える暮らしの一つの形として循環型サービスのセーフティーネットに位置づける。

④ 権利擁護の徹底を図り、虐待防止と身体拘束の適正化の取り組みを推進する。

⑤ 県立施設（指定管理施設を含む）のあり方、民間の障害者支援施設との役割分担を明確にする。

⑥ 民間営利企業の参入については、福祉サービスの質が担保できるようにチェック機能を整える。

（２）セーフティーネットとなる障がい福祉サービスの構築に向けた、時代に即した計画的な施設整備

■課題認識

〇少子高齢化、核家族化、複雑化する生活困窮の課題、障がいのある方の高齢化・重度化、加齢児の問題などを背景として、一定数の入所施設、グループホームは必要不可欠であり、セーフティーネットとして機能している実態がある。また、入所施設は、短期入所など地域生活を支える機能も備えた拠点施設でもある。

〇地域ごとに必要な循環型サービスを構築するためにも、時代に即した適切な定員数を確保するとともに、住環境の改善（個室化・ユニット化等）を図る計画的な施設整備が必要である。

〇施設整備に当たっては、施設整備補助金申請の国庫補助協議における配慮や、民間社会福祉法人にとっては借入金の償還金補助などの仕組みの継続が必要である。

〇グループホームの運営や、障がいのある人の一人暮らしには、様々な福祉サービスの連携や総合化、地域社会の理解と支援が求められる。

―提言内容―

① 循環型サービスには、24 時間 365 日、地域生活を支える入所施設の機能が重要であり、施設整備において、時代に即した適正な定員数を確保すること、居住環境の向上（個室化・ユニット化等）に向けた計画的な施設整備を図ること

（３）障がい福祉サービスを支える福祉人材の確保・定着・育成

■課題認識

〇少子高齢化の進展、労働人口の減少により、福祉人材の確保・定着・育成については、厳しさが増しており、単独の法人で解決できる状況にないと考えられる。また、福祉の仕事を教員や親が勧めないことも見受けられる。

〇福祉の仕事は、利用者の人生を支える魅力的なものであり、専門性が求められるにもかかわらず、処遇や資質向上を含めキャリア形成が十分ではなく、総合的な取り組みが必要である。

―提言内容―

① 子どもの頃から障がいのある方との関わり、交流を図れるインクルーシブな環境が必要である。差別、偏見のない多様な価値観をもてるような教育環境、社会認識、家庭環境の推進を図ること

② 福祉の仕事は対人援助職という高い倫理観、人権意識が求められる専門性の高い仕事であり、それに見合う身分保障のための人件費の増額、処遇改善の強化を図ること

③ 人材確保について、インセンティブとなる就職支度金、採用に係る助成金・奨励制度などの創設、充実を図ること

2 外国人人材の参入支援と、外国人住民の生活支援の充実

- 外国人を受け入れる福祉・介護現場を作るための支援策の充実
- 外国につながる住民の福祉課題への取り組み拡充と施策化の推進
- 外国人が安心して地域で暮らすための生活課題の共有と、具体的な方策について、福祉・国際・労働等の分野間連携による協議の場づくり

■ 課題認識

（外国人介護人材）

〇介護分野においては、国策として経済連携協定（EPA）、「介護」の在留資格、技能実習、特定技能の４つの制度に基づく資格によって、多くの外国人が介護サービスに従事している。県域の特別養護老人ホームを対象に、技能実習生や特定技能の雇用状況を調べた調査によれば、255 名が就労（県域 74 施設が対象。令和４年 12 月時点）されており、県内の特別養護老人ホーム等は 400 施設を超えており、EPA での就労者を含めると 1,000 名を超える外国人介護人材がいることが推察されている。こうした現状からは、福祉・介護現場において、ダイバーシティ、グローバルな視点を持ち、外国人介護従事者を含めて誰もが働きやすい環境の整備が、より一層必要となっている。

〇介護人材の不足が深刻となっている中、訪問系サービスなどでは、技能実習や特定技能の資格では従事が認められていないことから、国では「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」を令和 5 年 7 月に設置し、業務の要件緩和について検討が開始されている。

〇本会部会・協議会代表者向けに行ったアンケートでは、外国人介護職員の高いホスピタリティの意識や、レクリエーションに母国文化の活用など、介護現場のサービスの質の向上に寄与していることがうかがえた。その一方、受け入れた福祉施設からは、母国に関する宗教や配慮などの適切な情報提供や支援方法、外国人介護職員のキャリアパスや教育環境、居住確保の課題が把握された。（アンケートの結果の概要は、Ｐ50～Ｐ51 に記載）

（外国人への生活支援）

〇市町村社協では、コロナ禍における生活福祉資金特例貸付を通して、多くの外国籍住民が生活困窮となる状況を把握した。今後、これらの人々に対する生活再建にむけたフォローアップ支援も課題となることが予測される。言葉の壁はもちろん、文化や風習の違いからくる考え方や理解のずれが想定され、これらを含め、支援機関・団体には、多文化への理解を深めることが必要となっている。

〇国際交流分野では地域住民との交流事業などの取り組みがこれまでも各地で実施されており、また、福祉分野では、住民との交流事業や「やさしい日本語講座」などの取り組みが始まっている。今後は、こうした取り組みをおこなう関係機関・団体等が連携し、情報共有をすすめ、福祉分野の視点から生活課題に対応した支援の取り組みを拡充していく必要がある。

〇本県では、外国籍住民が多く暮らしており、外国籍住民等の高齢化への福祉的対応が、今後の課題となることが予測できる。本会とボランティアグループ「ユッカの会」との協働モデル事業「多文化高齢社会ネットかながわ（TKNK）」の活動では、外国人高齢者本人や介護サービス事業所へのヒアリングを行ってきた。そのヒアリングからは、介護保険制度など母国にない日本の社会保障制度を理解することが難しいことや、レクリエーションや食事などが本人に合わないこと、高齢による母語返りなどのコミュニケーション上の課題など、言葉、文化、宗教、風習、食などさまざまな課題から、福祉サービスが利活用されない状況がうかがえた。地域共生社会の実現に向けて、外国籍住民等の福祉課題の視点を明確化し、福祉施策に位置付けた制度・施策の展開が必要である。

〇また、外国籍住民本人の立場から、「外国籍県民かながわ会議（第11期）」の最終報告（令和４年11月）により、「提言６　高齢者の外国籍県民が安心して生活できるサポート体制の構築」とした提言がされている。

福祉関係者に期待される取り組み

- 社会福祉法人が先導し、外国人を含めた多様な背景のある職員のキャリアパス制度の構築、教育研修や休暇取得など労務環境の整備や、職場での仲間づくりなどのソフト面での環境の整備など、多様な背景を持つ人材が働きやすい職場づくりを推進すること
- 民生委員児童委員や地区社協などの地域福祉活動の担い手や、支援機関・団体が、「やさしい日本語」など外国籍住民とコミュニケーションを深めるための方法を学び、多文化への理解を深めること。また、必要な福祉サービスに適切につなぐことができるよう、関係者による多文化を理解した相談・支援の対応力の向上が図られること
- 市町村域で、行政、社協、関係団体が連携し、外国人を含めて誰もが地域での役割を得られ、活躍できる地域づくりに向けた協議や必要な取り組みが展開されること

行政に求められる取り組み

- 外国人が安心して地域で暮らすための生活課題の共有と、具体的な方策について、福祉・国際・労働等の分野を超えた関係者による協議の場が作られること
- 県の「外国人介護人材受入施設環境整備事業資金」については障害者支援施設も対象とすること
- 外国人介護人材について、宗教や文化についての日本との違いや、そのサポートに関して現場を支援するための情報提供が十分に図られること
- 外国人介護人材が日本語能力だけでなく、介護福祉に従事するための職業倫理、専門性を確保するための研修プログラムの構築など、法人・事業所における人材育成への支援策の強化
- 住まいを確保するための支援策の強化
- 外国人介護人材の受け入れる環境づくりを全県的に行っていることを、社会に発信し、理解を広げ、福祉・介護現場で安心して働くことができる環境を作ること
- 高齢期に身近な地域で安心して暮らせるように、従来の福祉サービスの利活用を含めて、母語で理解できるための通訳者の養成、文化的な環境が整った交流の場づくり、サービス開発など、地域福祉活動や福祉サービスにつながるための環境づくりを進めること

社会福祉法人による外国人介護人材の受け入れ事例

社会福祉法人泉心会　理事長　小泉隆一郎
（県社協政策提言委員会　委員）

外国人スタッフ受け入れ

泉心荘（定員 100 名・特別養護老人ホーム）が外国人介護士の募集を始めたのは 10 年前の 2013 年から新規学卒者の採用が予定とおり集まりにくくなってきて、今後の少子高齢社会を鑑み、更に団塊の世代の方達の高齢化を支えることは日本人だけでは難しいと考えたからです。当時は EPA 介護福祉士候補者のみが外国人が介護士として採用できる制度であったため、既に EPA 候補者の受入を行っている友人の施設長に受け入れ方を教わりながら始めました。

インドネシアのジャカルタやベトナムのハノイに出向き候補者達と通訳をとおして特別養護老人ホームでの介護スタッフの仕事の説明を行いました。現地で感じたことは、候補者はみんな若く（21 歳～28 歳位）、日本で仕事をする事に明確な目的を持っていていることでした。それは、仕送りをして親の生活やきょうだいの学費援助、日本の技術・知識の習得、日本の産業・文化への憧れなど様々ですが、豊かな日本で働き、稼ぐことはみんなの共通の目的です。

外国人スタッフを受け入れて 10 年

当初、外国人介護士を受け入れるにあたり三者（入所者・入所者家族・スタッフ）の理解を得なければならないと思い、先ず職員へ全体会議の場で受け入れる目的や制度などを伝え理解を得ることができました。そして、広報紙で就労する候補者の写真と共に EPA 介護福祉士候補者受入の目的等を紹介しました。入所者には広報紙をもとに受け入れ情報を発信しましたが、外国人スタッフのサービスを受け入れることができるかは、就労に至らなければ解りませんでした。実際は不安をよそに外国人スタッフのやさしさと勤勉さが受け入れられ心配には及びませんでした。そして２名のインドネシア人と１名のベトナム人でスタートしました。ベトナム人スタッフは日本語が堪能で日本人と変わらない期間で夜勤まで努めるようになりました。一方インドネシア人スタッフは日本語能力に不安があり、独り立ちするまで１年程度かかりました。インドネシア人スタッフが４年後結婚のため退職して帰国する時に、最初の頃「日本人のスタッフ同士が話をしている時、自分が仕事ができないことや悪口を言っている。」と思い言葉の壁に悲観して、とても辛かったと話してくれました。そのスタッフ以降は先輩が勤務しているため、その様な声は聞こえてきません。

10 年余り外国人の受け入れが継続的にできているのは、現場の介護スタッフの教育とやさしさだと思っています。外国人スタッフに活躍していただくには、言葉の壁を理解して根気よく教える姿勢、何でも相談できる関係、日本人と差別なく接する姿勢・待遇が重要と思っています。

現在 EPA 介護福祉士及び候補者 8 名、特定技能（介護）8 名のスタッフは、施設にとってかけがえのないスタッフであり、日本人スタッフと共に協力しながら施設の入所者の生活を支えています。

市町村社協による事例

（令和５年度課題把握調査より抜粋）

●箱根町社協・ネパール人住民と地域の関係性づくりを推進

箱根町社協では、コロナ禍における生活福祉資金特例貸付を行う中で、多くのネパール人住民が相談に訪れていました。町の観光産業を支える外国籍住民の増加がみられる一方で、国籍を超えて住民同士の接点はない状況でした。

そうした外国人同士や地域住民の関係づくりの必要性を感じ、ネパール人住民、民生委員児童委員、支援団体などと一緒に「ラリグラスの会」をたちあげ、外国につながる人と地域との関係づくりを進めています。

ラリグラスの会では、AED などの救急法講習や日本語教室など生活に必要なことや、「カレーを食べる会」などの交流会などに取り組み、ゆるやかにつながれる機会を作っています。

●伊勢原市社協・外国人子育てサロン「そら sky」、県社協等との協働による「やさしい日本語講座」の実施

伊勢原市社協では、伊勢原市インターナショナルクラブの協力を得て、友達づくりや子育て世帯の情報共有の場として、外国人子育てサロン「そら sky」を月１回開催しています。さらに、令和４年度、ボランティアグループ「ユッカの会」と県社協との協働モデル事業「多文化高齢社会ネットかながわ（TKNK）」のオンデマンド講座を活用し、市民を対象とする「やさしい日本語講座」を実施し、多文化への理解を広げました。

３ 権利擁護支援としての日常生活自立支援事業の運営基盤確保

- 行政及びサービス提供事業者における本事業の役割の理解促進
- 安定した本事業運営に掛かる財源の確保

■ 課題認識

〇国の第二期成年後見制度利用促進基本計画では、総合的な権利擁護施策の充実として、成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進、実施体制の強化として、成年後見制度の利用を必要とする人が、適切に本事業等から移行できるよう、本事業の実施体制の強化を行うこと、さらに本事業の効果的な実施方策について検討するなど、地域を問わず一定の水準で利用できる体制を目指すとされている。

〇一方、日常的な金銭管理の支援については、他に適切なサービスがないため、この事業への期待が高く、本人に関わる支援者からは、この事業が単なる金銭管理を行う事業として理解され、生活費の浪費を防ぐことを目的に利用を勧めることがある。

〇成年後見制度と本事業の切れ目のない連携に向けては、市町村行政や関係機関に対して、本事業が金銭管理だけを目的とした事業ではなく、自己決定を支援する事業であるという適切な理解を得ることが重要である。

〇また、複合的な課題を抱える利用者への支援、キャッシュレス化の進展による家計管理の困難な面、金融機関における支店統廃合、利用者死亡後の預かり物の返還等、こうした困難な事例に市町村社協に配置されている専門員、生活支援員の負担は増加傾向にある。令和元年に本事業の国庫補助基準が改定されたものの、利用者数での換算は十分な措置とはいえず、専門員、生活支援員の確保・育成等、安定した運営基盤を確保することが難しいだけではなく、待機者等の増にもつながりかねない状況である。

福祉関係者に期待される取り組み

- 県社協・市町村社協は、身寄りのない方、親族がいても頼ることが困難な方の権利擁護支援の重要な制度の一つとして、改めて本事業が果たしている役割をより明確に打ち出し理解を進め連携を図っていく必要がある。

行政に求められる取り組み

- 市町村は、成年後見制度と並ぶ重要な制度の一つであり、成年後見制度等の権利擁護支援への入り口として日常生活自立支援事業への関わりを広げるとともに、安定した事業運営に向けた基盤整備としての財源の確保を求める。
- 当事者目線の障害福祉推進条例では、意思決定支援や障害者の権利擁護が位置づいているが、地域生活においては権利擁護支援の一つである日常生活自立支援事業が重要であり、県はこの体制が十分に確保されるよう、補助額の拡充を図ること
- 国は、第二期成年後見制度利用促進基本計画で想定する日常生活自立支援事業の実施体制の強化に向けて、国庫補助基準額の増額を図ること

日常生活自立支援事業について

- 日常生活自立支援事業は、高齢や障害等により判断能力が不十分な方が、地域で自分らしく自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助と、これに伴う援助として日常的金銭管理等を行う事業である。都道府県社協・政令指定都市社協が実施主体として、その業務の一部を市区町村社協に委託をして実施している。
- 契約までの面接や、それに基づく支援計画の作成、定期的な訪問での丁寧なコミュニケーションを通じて、福祉サービスだけにとどまらず、幅広く日常生活に必要なサービスの利用や、物品を購入したりする際の相談にのり必要なアドバイスを行ったり、書類作成等の手続だけではなく、本人が適切に情報を得て自己決定をするための支援を行っている。
- また、現在利用している福祉サービスが問題なく利用できているか、あるいは、本人の状況に応じたサービスが提供されているかなど、本人の立場に立って確認をして、必要な場合はケアマネジャーやサービス事業者などと調整を図ることも期待をされている。

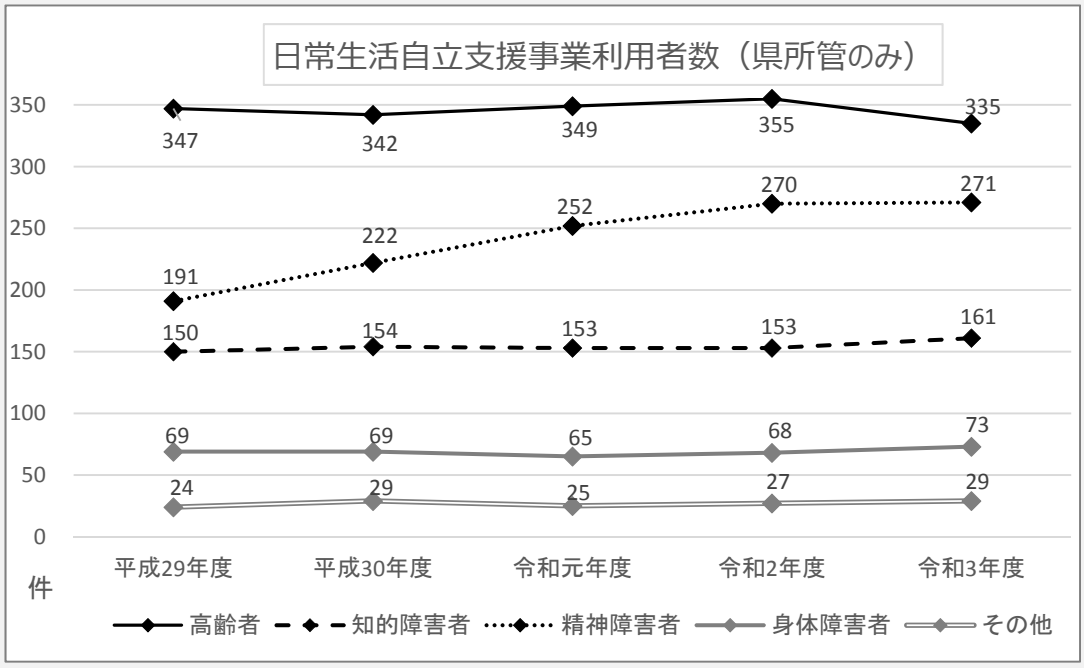

第２部　共通目標

＜これからの神奈川の福祉のあり方＞

共通目標は、県民や福祉サービス利用者にとって望ましい福祉社会を目指して、神奈川の福祉関係者が共通して取り組んでいく目標です。

共通目標　これからの神奈川の福祉のあり方　～社会関係性の再構築を目指して～

すべての住民が、あらゆるライフサイクルにおいて、自らの意思や尊厳が尊重され、人とつながり、自分の居場所を見つけながら地域社会との接点を持ち、活き活きと暮らせる社会を創造すること

1 共通目標について

政策提言委員会が実施した課題把握調査では、これまでの委員会活動から得た関係者の声を集め、ブラッシュアップしてきた共通目標について共感する意見があり、このことからは一定の合意形成が図られたと考えられる。その一方で、共通目標に向かって具体的に進めるためには、計画的に取り組むべきという意見が複数あった。

また、障害のある人に対する理解を進めること、本人の声を受け止めることの重要性といった、共通目標の根底に流れる「生活のしづらさ・生きづらさへの理解」や「利用者の声を拾うこと」など、人と人とのつながりを通して偏見・差別を克服し「社会関係性の再構築」を促す、社会福祉の役割の再確認につながる意見が挙げられた。

今後は、共通目標に掲げた「これからの神奈川の福祉のあり方」の実現に向けて次のステージに移るため、これまでに集約した課題について、福祉関係者と協働で地域福祉を推進する本会の活動推進計画に必要に応じて位置づけるなど、計画的に取り組みを進めたい。

あわせて、福祉現場の活動を積み上げる中で見えてきた新たな課題については、政策提言活動においてフィードバックしてもらい、新たな取り組みへと展開していくこととする。

共通目標に対する共感

①	地域社会は生活の本拠として大切です。前科者等にとっても、そこが居場所であることには変わりがありません。共通目標に共感します。
②	あるべき理想の社会の姿だと思います。すべての人が、感謝の心をもって、そのような社会を創ることを願います。
③	全面的に賛成ですので、特に意見はありません。

共通目標に具体的な方向性を求めたい

①	共通目標に対する方向性や考え方等、住民や地域社会がどの様に捉えて行けば良いのか、もう少し具体的に方向性を定めて発信していただけたら良いと思います。
②	問題を抱えた当事者がこの共通目標を読んで、希望を感じられるかどうかが気になる。
③	壮大で誰もが異論はないテーマではあるが、より具体的なもの、あるいは年度ごとの重点的なものが必要ではないでしょうか。また、県社協の計画との整合性も含め、絞り込んで行ければと考えます。
④	自分の居場所はいきなりは見つけられません。表現としては後ろに続く文の「社会と接点を持つ事」により、居場所が見つけられるのではないでしょうか。
⑤	社会福祉協議会として取り組む課題、事業がこの共通目標に向かって遂行されること

障害者の理解を進めること、本人の声をきちんと受け止める意識の重要性

①	共通目標は最もなことだと思います。しかし、障害のある方にとっての理解はまだまだ不足していると思います。まず障害者理解をどのように進めていくのか、共通項目を実際に実施していくためにはまず理解をどう深めてもらうかは大きな課題だと認識しています。また、障害者の方の意思決定を支える仕組みは関係者においても進んでいない現状です。関係者の意識の底上げをどのように行っていくのかも大切だと思います。
②	サービス提供には、個人差がある点から柔軟性の必要性を感じる。その一方で、制度自体を緩やかにする危険性も無視できない点も理解できる。利用者の声をきちんと拾えているかを皆が意識できたらと思う。

2　現状や課題、議論を深めるべき事項

共通目標を進める上での現状や課題では、コロナ禍の影響が大きく、地域社会の交流や連携が困難になっており、現代社会の孤立を進める促進要因となっている状況が把握された。

「今後議論を進めるべきこと」の問いには「支援行動ができる人を作り出せていない」ことの指摘がされているが、地域福祉の担い手を含めて、支援行動ができる人、すなわち、課題を解決する方法を考え解決のために行動する力、ともに生きる力を育むことを関係者が一体となって議論を深めていく必要があると考えられる。

その他、地域生活課題の解決、次世代を担う子どもを支える取り組みや、障害者等への理解・偏見をなくすこと、地域の居場所づくりなどが、議論を深めるべき点として挙げられた。

コロナの影響、現代社会の孤立

①	現状は、コロナの影響により、地域連携が困難となっている。

②	新型コロナウイルス感染症により、この３年間は社会の交流や社会経済活動が停滞したことに加え、人の心と体に大きな負の影響がありました。今後の巻き返しに期待し、改めて人と地域のつながりを強くしていきたいと思っていますが、利用者の重症化リスクを考えると慎重に対応せざるを得ません。 現代は、行き過ぎた個人情報保護、利己主義、権威主義、権利主義、ＳＮＳの匿名性や拡散のリスク、ゲームの仮想世界、高ストレス型社会、格差社会、生活困窮、情報の氾濫とフェイクニュース、深刻な環境問題、エネルギー問題、世界の分断による戦争リスクの増大、実際に世界平和を揺るがす侵攻がウクライナで起きており、それを止められない世界の現実があります。戦後の反省が忘れさられているような悲しい現実と人間の愚かさ、傲慢さを目の当たりにしています。このような状況の中で「ともに生きる社会」を模索することになります。

地域福祉を進める上での担い手や人材確保、支援行動ができる人をつくるしくみ

①	昨今の課題の複雑化、多様化による対応の難しさや、地域共生社会に向けた動きの中での民生委員児童委員に向けられる期待が寄せられ、定数が増える一方で欠員は増加し、充足率は減少し続けています。 この「担い手不足」は民生委員児童委員に限ったことではなく、自治会や消防団、地域のボランティアグループなど、ボランティア精神によって継続されてきた活動に共通した課題です。地域福祉推進を進めるうえで重要な「担い手づくり」は、県社協としても第一義に取り組むべきと言えるのではないでしょうか。

②	活動主体がそれぞれの役割・機能を発揮できる人材の確保・育成

③	地域社会的における問題や課題が提起されているが、その解決行動が実践されていない理由は、支援行動ができる人を作り出せないことにあると考えます。労働人口が減少する中で、支援行動をする人を作り出す仕組みについて議論を深める必要がある。

地域生活課題の解決に向けた分野を横断した議論やその取り組み

①	地域の中で支援から取り残された方や複数の生活課題が潜在化する世帯が多くあり、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備支援事業」の実現に向けた議論が必要である。
②	行政関係者も含め、福祉事業従事者である私たちは、人とのつながりや居場所の確保ができず孤立している人々をどのように地域社会において支えていけるかを考えていかなければならない。現在、個を尊重する考えが一般化する中で、人とのつながり方や求める居場所についての考えも多様化しており、個人の考えや価値観にあわないという理由で用意されている福祉サービスにつながらない人々がいると感じている。こうした状況を踏まえた上で、支援ニーズがある人たちにつながることができるのかという観点で、分野横断的に議論していくことが必要であると考える。
③	私たちが携わる分野の制度と別制度を有効に結びつける方法を考える必要がある。
④	町内会、自治会の再生　いつも震災時に,おとなり、近所の助け合いが言われそのままの状態の打開策について
⑤	個々の機関・団体の事業目的や法人理念との関係などからも、共通したものになるよう協議していく。個々の法人の社会福祉のアドミニストレーション（社会福祉事業運営）において、自らの事業展開上、地域社会における役割や事業・活動に反映して取り組めるかなどを持ち寄って、事例や役割の共有化を図っていく。

次世代のこどもたちを支える支援

①	令和４年４月より、成人年齢が引き上げられました。社会的養護関係施設において被措置児童が成人を迎えることは、本人の意向と支援方針の相違が生じる等、その影響は大きいと言えます。既に被措置児童で成人を迎えた者への支援について措置されていた子として判断するのか、成人として判断するのか施設と児童相談所間で考え方の違いが生じる事例が出てきています。また、児童福祉法改正により、自立支援に関し年齢制限が撤廃されます。こうした変化が子どもたちの不利益につながらないよう、社会的養護の在り方を考えていかなければなりません。
②	・母子生活支援施設は児童福祉施設であることをふまえ、子どもを中心とした支援を行う。特に、子どもの意見表明権を意識し、児童自立支援計画に基づいた支援を進めていくべきと考える。 ・安心・安全な施設環境を提供し、そのなかで母と子が地域社会と接点を持って生活できるよう支援していく。

障害のある人・認知症のある人への理解、偏見をなくすこと

①	現在では、障害者と健常者、LGBT など多様性が叫ばれている世の中で、自らの意思や尊厳を訴えると、差別的な発言や当事者を受け入れられない世の中になっているのが現状だと思います。地域社会がどれだけ歩み寄れて、障害のある方に対して寄り添っていけるか、健常者がどの様に考えて思っているかの議論を深めていければと思っています。
②	「認知症の人が地域の人々とともに生きる地域」をつくるためには、①認知症の正しい理解を広め偏見を除去すること　②認知症の人自身が自分の意見を述べ、つながりを求める機会を保障すること　③認知症の人や家族が適切な介護を受けられ介護できる環境を一層整備することなどが必要と思います。 一般的には、不可解な言動があり、介護が大変であり、認知症になったらすべてのことができなくなると考えられています。しかし、認知症の人は様々な能力を持ち、喜怒哀楽の感情をもち、周囲の人との交流を求めている人です。認知症と診断されたら「全て終わり！」ではありません。そのためには、地域住民が認知症の人やと家族と接する場をたくさん持つことが必要不可欠です。 BPSD（行動・心理症状）のため介護サービス利用ができなくなり最も困難な介護を家族に押し付けている現状があります。「介護地獄」とも称される状況が変わらない限り、認知症の人の地域生活はあり得ないと思います。難しい介護こそ専門職が引き受けるという、職業倫理に裏打ちされた専門職の奮起を期待したいと思います

地域の居場所

①	犯罪者等を対象とする更生保護施設においては、特に、対象者の地域社会での居場所づくりが重要と考えます。したがいまして、できれば、この対象者を福祉施設へ繋ぎ、支援者を得た中で、地域社会に馴染ませていく姿が、最もよいソフトランディングであろうと思料します。

②	人や場所を含め、安心できる居場所を作っていくには時間がかかる。人間自体に不信、怒りを持った者が教科書通りに回復の道に乗らない。

その他

①	市町村の取り組みや事業所等の福祉サービス、助成に地域格差がある事が、どこに住んでも安心して住むことができる社会の実現の障壁になっているのではないか。
②	自分の意思が尊重される看取りの仕組みを
③	医療保険の財政が厳しいのは理解しているが、介護保険財政は本当に赤字なのでしょうか。医療保険の赤字分を介護保険で補うような報酬改定にならないよう議論を深めていくべきである。

3　協働して取り組むべきもの

今後、分野や領域を超えて、協働して取り組むべきものとしては、次の点が挙げられた。

①	「自分の居場所」を創設するため、情報を共有し、場所や機会の提供に協働して取り組む。
②	新型コロナウイルスによるパンデミックをとおして生活困窮に陥る方の多さと支援に対する事務量の多ささを今後如何に軽減するかが課題です。マイナンバーカード等を利用した電子化による給付方法の検討を行政と共に進めるべき。
③	現状でも不足し、限られた福祉人材を効率的に活用することが不可欠で、それを妨げている要因は変化しない事業制度そのものにあると考えます。事業制度を作っている行政関係者が、主体者・当事者として関係者に加わることが不可欠と考えます。
④	社会的養護を必要として生活してきた子どもたちが、自らの意思や尊厳が尊重され、地域の中で活き活きと暮らしていくためには、支援の必要性を年齢の移り変わりだけで判断するのではなく、成人として尊重されるべきところと、自立への過程として保護されるべきところをケースごとに判断していかなければなりません。 社会的にも大きな変化に対して、どのように子どもたちを支えていくかという議論には時間を要します。支援過程でのその場に限った判断にならぬよう、行政、児童相談所、社会的養護関係施設等が共に検討していく場を持つことが必要であると考えます。（児童）
⑤	・母子生活支援施設の支援や現状について各関係機関に周知し、施設利用促進につなげる。 ・全母協ビジョン（「私たちのめざす母子生活支援施設（ビジョン）」）の実現に向けた取組として、アウトリーチや切れ目のない支援等の地域展開については、社会福祉協議会や各関係機関とともに検討する必要がある。
⑥	上記のような現代を乗り越えて共通目標を実現するためには、すべての人が自助・共助・公助の中で、お互い協力して助け合うためには「かけがえのない命の尊厳」「生かされていることへの感謝の心」「多様性を認める心」を育てることが大事だと思います。子どもの頃からの環境、家庭教育、学校教育（インクルーシブ教育等）をはじめ、ライフサイクルにおいて社会で育み、交流し、地域の中で顔の見える信頼関係をつくることが重要です。これは世界にも通じることだと思います。
⑦	障害や介護、医療などの分野で働いている方々に対して、専門家や有識者で研修や講演を開催して理解を深めていく取り組みを行っていく。
⑧	・特に生活保護に該当しない経済的困窮者、身寄りのない方、認知機能が低下した方の行政も巻き込んだ早期支援につながる活動 ・地域における多職種のネットワークによるアウトリーチ等支援体制の強化
⑨	支援を必要とする人たちが福祉サービスにつながるように取り組んだ実践（情報発信や関係機関との連携）を報告し、実践事例を積み上げていけるように、共有する機会をより一層つくっていくこと。
⑩	各機関が自らの守備範囲を明確にするとともに、制度の狭間に落ち込むことのないよう制度の枠を超えた努力も求められている。

⑪	更生保護施設で在所させることができる期間が法で限定されています。ですので、例えば、高齢・障害で引き続き更生保護施設職員と同様な支援者が必要な対象者については、現場施設が協働して、更生施設等の福祉施設へ引き継いでいくことが肝要と考えております。
⑫	私たちが携わる分野の制度と別制度を有効に結びつける方法を考える必要がある。そのためには横断的な研修会の必要性を感じる。
⑬	税であろうと保険であろうと運営する事業者として生活に関わる財源の使い道に注視していく必要がある。
⑭	会員同士が課題を共有しあい、各種別ごとの取り組みに取り入れていく、あるいはともに取り組む場を設けるなど、意識的に行っていくことが必要ではないでしょうか。
⑮	地域に必要なサービスが整備されるよう、現状の調査や課題の原因究明に努める必要がある。
⑯	私たちの団体は障害者の方の支援を実施している団体です。永い間運営を続けてくると利用者の方の高齢化の問題は避けられない状態です。健常といわれる方にとっても終活や看取りについてご自分の意思が尊重されるものでありたいと思うのは当然のことと思います。しかし、障害があるが故になかなか最後の場面においての意思確認の方法などが確立していません。地域の医療関係者や高齢施設などと連携して、少しでもご自分の意思が尊重される看取りの仕組みが必要と考えます。
⑰	公的機関と活動主体の協働による人材の発掘と就労支援
⑱	安心な居場所を求めている者がいたり、地域社会に戻っていく者もいる。制度を悪用している訳でもないのに後ろめたく感じてしまう。
⑲	2004 年に「痴呆」から「認知症」に代ってから、認知症に対する社会的偏見が徐々に軽くなり、認知症の理解が深まり、「認知症カフェ」など地域の取り組みが増えてきました。「かながわオレンジ大使（認知症本人大使）」など本人の発言の機会も増えてきました。今後の取り組みとしては、地域の取り組みを増やすこと、認知症カフェ相互の交流など様々な活動の横の連携を強めること、世界アルツハイマー月間を契機として認知症関連機関・団体・個人・行政が一体となって強力な社会的キャンペーンを実行することなどが考えられると思います。
⑳	素朴な地味な話し合いの場づくり

第３部　各部会・協議会・連絡会からの課題提起、制度・施策への提言

本会各部会・協議会、当事者・親の会・関係団体から構成される第２種・第３種正会員等から挙げられた課題や、制度・施策に求めたい事項をとりまとめました。

課題把握調査より抜粋

❶ 経営者部会　施設部会（協議会）

1　経営者部会

■　提言・提言内容　■

①福祉人材対策（人材の確保・育成・定着）プロジェクト 【県域・高齢】
社会福祉施設就労初期研修事業
社会福祉施設に変わり定期的な新人教育研修の実施（リモート研修、教育ビデオ youtube 作製）
特にリスクマネジメント（基礎実技、拘束虐待、記録の目的・役割等）

②燃料費等の高騰に伴う助成について【県域・高齢】
燃料、食料費その他、あらゆる物価が著しく高騰しているため、ホテルコスト等、サービス維持のための助成金を継続してほしい。

③地域区分の見直しについて【県域・高齢】
福祉事業の費用については、人件費の占める割合が非常に高く、その費用は各県ごとに決定される最低賃金額を基準として支払っている。
それに対し介護保険より支払われる収益は、介護保険の地域区分により分類され、該当する相当額が支払われる。
そのため、神奈川県の最低賃金により算出された人件費を含む費用と、介護保険の地域区分より算出された収益との乖離が大きい。
そこで、費用の大部分を占める人件費に合わせ、介護保険の地域区分を県単位に変更してほしい。

④職員給与を上げるための報酬アップ 【政令市・高齢】
国では労働者給与の大幅なアップを重要施策として協力に進めている。大手の民間企業では、人材確保の必要から大幅な給与アップを進めている。社会福祉事業は公的な報酬が給与の原資であるので、職員給与を上げるために報酬のアップを求める。

⑤急激な物価上昇に対応するための報酬アップ【政令市・高齢】
急激な物価上昇が起こっており、日々の運営はもちろんのこと、施設整備費の上昇も起こっている。社会福祉事業は公的な報酬が運営原資であるので、一気に収支悪化が進行し、事業継続危機となっている。安定して事業を継続するために報酬のアップを求める。

■　提言背景　■

①日本が現在直面している少子高齢化人口減少社会における福祉人材の確保については非常に厳しい状況です。人材不足の中、多忙なサービス提供に経験の浅いスタッフが直接送り込まれてＯＪＴ教育しながらサービス提供をしなければならない場面は多くあると推察します。知識不足、経験不足、慣れない環境で多忙なサービス提供は大きなリスクを抱え、要支援者に対する重大な事故や労災を起こす可能性が高いです。
神奈川労働局では休業４日以上の労働災害による死傷者数が、介護施設では増加傾向にあり、事故の型別では「転倒」「腰痛」等の「動作の反動・無理な動作」による死傷者数が年々増加し、全体の７割を占めています。

厚生労働省では全てのステイクホルダーが一丸となり、安全で健康に働くことのできる職場環境の実現を目指す「従業員の幸せのための SAFE コンソーシアム」が設立されています。【県域・高齢】

②不安定な世界情勢に伴い、世界的エネルギー不足となっており、この状況は今後数年間は続くと思われる。

③横須賀市は、横浜市に隣接している。最低賃金は横浜市と同等だが、地域区分は横浜市が２級地に対し、横須賀市は５級地となる。大部分を介護保険からの収益で賄っているため、特に人件費の費用負担が過重となっている。

④国では、景気の低迷、物価の高騰、諸外国との賃金格差等から、労働者給与の大幅なアップを重要施策として強力に進めている。それに呼応し民間企業の春闘等の動きでは、人材確保の必要から大幅な給与アップを進めている。社会福祉法人事業も同様な状況にあるが、運営報酬が公的決定されため、利用者価格転嫁ができない。現状でも、給与格差が人材確保の最も重大なアドバンテージになっているため、職員確保が危機的な状況となっており、今後はさらに不足すると予測されている。この状況をさらに悪化させないためには、すべての福祉事業の職員給与の原資である報酬の大幅なアップを求める。

⑤食料品、水道光熱費が３０～５０％もの上昇、建設費も同様に上昇している状況が継続してる。人件費の上昇機運とともにすべての価格がこれまでとはまったく違った次元で上昇していくと想定されます。これまでにすでに、収支のマイナスが常態化している社会福祉法人事業全般は、事業継続危機が非常に高まっています。今後ますます必要性が高まる社会福祉事業を継続させるために、早急に物価上昇に対応した報酬の大幅なアップを求める。

2　児童福祉施設協議会

■　提言　・　提言内容　■

①社会的養護関係施設がもつ、人材育成ができる拠点としての役割・機能の維持を踏まえた施設整備

国においては、家庭的養育優先原則のもと、社会的養護関係施設の多機能化・高機能化、小規模化、地域分散化がすすめられていますが、社会的養護関係施設は、子どもたちの養育だけでなく、人材育成においても重要な役割を担っています。

単に施設規模を縮小することは、人材育成の場を縮小することにも繋がり、多機能化・高機能化の展開にも影響が大きいものと考えます。

各地域における施設整備にあたっては、家庭的養育優先の視点に立つだけでなく、現場経験を積みながら人材育成ができる拠点としての施設の役割を踏まえて検討することが必要です。

■　提言背景　■

①国がすすめる、社会的養護関係施設の多機能化・高機能化のもと里親家庭や子育て家庭を支援していくためには、施設整備だけでなく、それらを担う人材の育成が不可欠です。

また、小規模化・地域分散化された施設では、限られた職員体制で子どもたちを支えていかなければならず、そのためには、それらの施設を支える本体施設機能の充実と、継続的な人材育成が図られるような環境がなければ成り立ちません。

社会的養護関係施設で培ってきた、チームで子どものケアにあたる体制は、「養育」を OJT できる唯一の場として施設が持つ特性であると言えます。また、施設職員だけでなく、児童相談所のケースワーカーの連携場面を通した人材育成や実習生の受入を通して次世代を担う人材育成の役割も担っています。単に施設規模を縮小するということは、こうした育成機能の縮小にもつながりかねません。

現状においては、こうした社会的養護における施設の役割・機能を踏まえた上での施設整備の検討が十分にされていないことが課題であると考えます。

3　母子生活支援施設協議会

■　提言　・　提言内容　■

①児童福祉施設として、子どもの意見表明権を尊重した支援の確立

子どもの権利条約を基本に、生きる・育つ・守られる・参加する権利の確立に努め、常に意識して支援にあたる。子どもの思いを尊重した自立支援計画の策定を進める。

②地域における支援の取り組みの拡充を図り、選ばれる施設の体制強化

地域におけるニーズは地域によって異なるが、地域で生活する人の困難さを理解し、声にならないニーズに目を向ける等、母子生活支援施設の強みを生かした関わりを検討し、施設単位ではなく、協議会として共通理解のもと支援を拡充していく。

■　提言背景　■

①児童福祉施設であることは理解しているが、現状は世帯の自立や、世帯での安心・安全な生活を目標に置いた支援が中心になっている。子どもに対する支援も職員はしっかり行い、日々子どもの意思確認は行っている。その中で更に自立支援計画の中で子どもの思いが尊重される体制作りの見直しが必要。

②地域への取り組みに関しては、具体的な支援方法の提示が必須になってくる。必要であっても現状では職員の負担が大きくなるという現実的な問題が大きい。できることから始め、職員の処遇改善等、職員の支援や就労状況に見合う行政的支援が必須と考える。

更に、利用者の減少問題が大きく、暫定問題への不安が大きい。新規事業等を始める場合も暫定問題が大きく影響し、進めることが難しい状況。母子生活支援施設において暫定問題が自力で解決できない大きな課題と考える。

4　保育協議会

■　提言　・　提言内容　■

①地域共生社会の担い手として、地域社会に貢献できる保育所

高齢者のフレイル予防のための社会参加の場所として、人手不足が深刻な保育所が行う散歩に参加する。世代間交流が不足している現代の子ども達に高齢者の知恵が伝承される機会となる。また、植物や虫の知識、自然を使った遊びなどを保育士が学ぶ機会ができる。

■　提言背景　■

【保育所のニーズ】

- 人手不足と安全確保の意味で少しでも大人の力を借りて散歩に出かけたい。
- 出かけた先の公園で、充実した学びを子どもたちが出来るように、保育士が不得意な虫が好きな人が一緒に散歩に参加してほしい。
- 畑の管理など、食育にかかわる職員や子ども達と作業を一緒にしてほしい。

【高齢者のニーズ】

- 健康寿命の促進のために社会参加の場所がほしい。
- 生きがい、やりがいのあること、人の役に立つことをしたい。
- 楽しく、充実した毎日を送りたい。
- 一人暮らしの方は、寂しいを感じることが多く、誰かと話したい。

【マッチング】

- 子ども達が、高齢者の住む近所の公園に散歩に行き、話をする。
- 高齢者の知恵を教えてもらう。
- 健脚な高齢者は散歩の列の両サイドについてもらい、安全の確保を保育士と一緒に行う。
- 家庭菜園の好きな高齢者が共同で作業する農園で芋ほりの機会を提供してくれる。

5　老人福祉施設協議会

■　提言　・　提言内容　■

①介護現場の実態を考慮した職員配置基準とそれに見合った介護報酬の改定

- 介護・看護配置 3：1 基準には程遠い現場実態となっている。実態に合わせた介護報酬となるよう報酬改定を提案する。
- 現場における生産性向上に福祉機器や ICT の導入が進められているが、現場で必要とされる機器と実際の製品の乖離、高額製品などにより有効な活用となっていないので、効果的な導入を提案する。
- 慢性的な介護職員の不足への対応のため、高額の紹介料、派遣職員が拡大している。また、職員の早期退職も重大な課題となっている。これらは、費用の増加だけでなく、介護の質の低下にもつながっている。職員の採用・定着への取り組み強化を提案する。
- 神奈川県は、国調査に比べて給与水準が高い実態となっている。実態に合わせた介護報酬となるよう報酬改定を提案する。

②特養機能強化に向けた加算所得を後押しできるような要件緩和

- 各種加算要件ごとに満たしている要件とそうでない要件を整理し、算定に向けた取組の検討を提案する。また、要件の中でも満たすことが困難な要件については、要件の変更や緩和を提案する。

③”真の待機者”の実態を踏まえた施設整備計画への転換

- 施設の体制や職員配備等が充足されず利用受け入れができない、入所までの選定に時間がかかるなどの状況への支援を提案する。
- 待機者の減少が進行し、入居者がいない状況により空室がでている。待機者の実態を把握し、整備計画の見直しを提案する。
- 待機者の減少が稼働率の低下、収益を悪化させている。利用者の要介護度制限（要介護 3 以上の入居基準）の緩和を提案する。
- 短期入所の利用率が低下し、空き室が常態化している。特養に転換することにより入居ニーズに対応できるので、短期入所の特養転換を提案する。
- 低所得の方、医療ニーズの高い方、身寄りや身元引受人の不在な方などの入居が進まないなど、入居希望と受け入れ制限のミスマッチが起こっている。ミスマッチを無くすための受け入れ施設の支援を提案する。

■　提言背景　■

神奈川県特別養護老人ホーム実態調査は今回を含め 3 回実施している。この調査の報告書は、神奈川県全体（県域・横浜市・川崎市・相模原市）の実態を把握するとともに、制度・施策動向等を踏まえたうえで、神奈川県を含めた県内自治体に対する要望・提言活動などに資することを目的とした基礎資料としてまとめた。

調査を通じて、以下の深刻な経営状況と課題が明らかになっている。

最新の 2021 度実態調査では

①-1　神奈川県県域（政令 3 市以外）の特養の 4 割が赤字経営

県域の平均収支差額率は 0.9%（従来型-1.26%、混合型-0.67%、ユニット型 4.06%）、定員規模が 50 人以下は-5.19%、赤字施設は 43.3%

①-2　政令 3 市の特養の 3 割が赤字経営、従来型は 5 割が赤字経営

政令 3 市の平均収支差額率は 2.75%、赤字施設は 34.92%（従来型 50.00%、混合型 15.38%、ユニット型 19.23%）

②　真の待機者（待機者の集計数が実態を反映せず、実態より多い数になっている）はかなり減少している、特にユニット型の待機者の減少が大きい

待機者が減少している声のほか、短期入所の利用率が低下している

横浜：本入所利用率 92.23%、短期入所率 81.51　川崎：本入所利用率 94.46%、短期入所率 68.56　相模原：本入所利用率 94.24%、短期入所率 75.04

③　国調査に比べ基本給は従来型 2.8 万円、ユニット型 1.2 万円高い、処遇改善は 4～6 万円超

これまでの状況に加え、さらに経営を悪化させる状況（　1．は今回の調査に記載、2．　3．は調査以降で発生した悪化状況）

1）新型コロナウイルスの影響により利用率が低下し、収支差額が低下

2）水道光熱費、食材費、物品の急激な上昇により支出が増加し、収支差額が急激に低下

3）現在、物価高騰による従業員生活の保護と職員確保のため、賃金の大幅なアップを官民で進めている。これらに対応するには、協議会の法人職員の給与アップを行わなければならないので、急激な人件費の上昇が見込まれ、収支差額の急激な低下が発生する

※現状においてもほとんど収支がない又は赤字状況の施設が、これらの支出増に対応できるとは考えられない、経営の深刻さはかってないほど高まっている状態になっている。

6　障害福祉施設協議会

■　提言　・　提言内容　■

①ライフサイクルにわたる意思決定支援で、ご本人の望む暮らしと日中活動(仕事)を実現するためには循環型サービスが必要です。

令和 5 年度は「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」が施行されます。「ともに生きる社会かながわ憲章」にあるように県民総ぐるみで地域共生社会の実現に取り組む諸制度の推進と啓発を望みます。障害のあるご本人が、ライフサイクルにわたり意思決定支援をもって、ご本人の望む暮らしと日中活動(仕事)が実現できるように、次の通り提言いたします。

- ご本人がライフサイクルにわたり意思決定支援で選べる多様なサービスを構築できる環境、条件を整えること
- セーフティネットとなる通過型を含む循環型、横断型（介護保険との併用）サービスを構築できる環境、条件を整えること

- 福祉人材の確保、定着、育成の取組みを推進すること
- 障害者支援施設の機能、役割を時代に即して再整備し、短期入所事業等で地域生活をバックアップする「地域拠点ホーム」としての機能を果たすとともに、ご本人の安心を支える暮らしのひとつの形として循環型サービスのセーフティネットに位置付けること
- 権利擁護の徹底を図り、虐待防止と身体拘束の適正化の取組みについて推進すること
- 県立施設（指定管理施設含む）のあり方が明確に位置付けられること
- 民間営利企業の参入については、福祉サービスの質が担保できるようにチェック機能を整えること

②セーフティネットとなる障害福祉サービスの構築のため、時代に即した計画的な施設整備が必要です。

障害のある子どもから大人まで、ライフサイクルにわたり安心できる生活、日中活動、仕事を支えるために、セーフティネットとなる循環型サービスの構築が必要です。そのサービスの中の拠点施設として、24 時間 365 日地域生活を支える機能を担う入所施設の再整備が必要となります。施設整備には、時代に即した適正な定員数を確保するとともに、住環境の改善（個室化・ユニット化等）を図るため計画的な施設整備が必要です。そのためには施設整備補助金申請に係る国庫協議の優先順位の配慮と借入金償還金補助事業の継続が必須となります。

③福祉人材の確保、定着、育成について抜本的な対策が必要です。

福祉の仕事を目指すためには、子どもの頃から障害のある方との関わり、交流を図れるインクルーシブな環境が必要です。差別、偏見のない多様な価値観をもてるような教育環境、社会認識、家庭環境の推進を図られたいと思います。

福祉の仕事は、様々な分野があり、それぞれやりがいのある魅力的な仕事です。対人援助という高い倫理観、人権意識を求められる仕事ですが、自らも成長できて、キャリアアップや資格取得等で専門性を深められます。しかし、それに見合う給与体系の構築が現制度では困難でありますので、身分保障のための人件費ベースの増額及び更なる処遇改善事業の強化が必要です。人材確保については、インセンティブになる就職支度金、採用に係る助成金・奨励金制度などの創設、充実が必要と思われます。

④物価高騰、光熱費の値上がりにより、運営費の圧迫が著しく公的補助が必要です。

環境問題、エネルギー問題、ロシアによる武力侵攻の影響など、世界全体が厳しい状況に置かれています。令和 4 年度に補助金が出ましたが、この状況が変わらない限り、さらに補助制度の強化が必要です。

⑤神奈川県内の最低賃金は同一であるのに、地域区分の等級により基本報酬が変わる級地格差を是正願いたい。

神奈川県内の最低賃金は同一であるのに、地域区分の等級により基本報酬が変わる級地格差の是正が必要です。他の地域と同じ福祉サービスを提供した場合でも、等級により基本報酬が低くなることから事業所の運営費、職員への労働の対価において不利となります。よって、等級の低い地域において適切な配慮が必要です。

■　提言背景　■

①神奈川の福祉は、地方コロニー時代に遡り、当時の津田知事は、「神奈川にはコロニーはつくらず、県全体の分散型で支えていく」という施設整備方針を示されました。以降、分散した入所施設を拠点にグループホームが地域に拡がっていった歴史があります。国の制度化の前にグループホーム（当時は通勤ホーム・生活ホーム）や地域作業所などの事業を、県単独補助事業として先駆的に取組んできたのが神奈川の福祉です。このような流れの中で、神奈川県の障害者支援施設の入所者数は全国でも最も少なく(51.7 人/10 万人)、グループホームの利用者 10,016 人は入所施設の利用者 4,778 人を大きく上回っています(データは第 6 期神奈川県障がい福祉計画によります)。

今後の福祉計画については国の一律的な指針とは別に、このような神奈川の状況も踏まえてセーフティネット体制を組む必要があります。

- ご本人の意思決定の象徴は、神奈川県知的障害者施設団体連合会で利用者ご本人とともに作り上げた「あおぞらプラン」です。1994 年に知的障がい者の権利宣言を柱として権利擁護宣言、行動計画、オンブズパーソン活動で構成されているものです。当初の策定から 29 年の歴史があり、時代の変遷に合わせて改定しています。ご本人がライフサイクルの中で暮らしの場、日中活動の場、働く場を選べることが重要です。そのためには、ご本人の多様なニーズに応えるべく、多様な福祉サービスを重層的に整えることが必要であります。65 歳問題、医療的ケア、加齢児の対応、在宅障がい者の緊急対応体制等も含めて柔軟な循環型・横断的なサービスこそがご本人のチャレンジを応援するセーフティネットとなります。
- 虐待防止と身体拘束の適正化については、その対応に重点的に取組んでいます。身体拘束ゼロを目指しているという声もありますが、知的、身体、精神、重心と種別が違うと対象者も違うので少し温度差があります。特に重心は医療系の対応になっています。虐待防止は、繰り返し研修するしかありません。職員のストレス、疲れに配慮しています。精神障害関係では、虐待研修に参加してこない事業所がありますが、全事業所をフォローする体制が必要です。虐待防止・身体拘束は、上層部だけでわかっていても、組織の末端までわかっていないと意味がありません。
- 昨今の民間営利企業の参入による福祉サービスの質が心配されています。コンサルを受けて営利目的で民間業者が参入してくる例が増えており、上層部は利益のみを考え、現場は素人でやっている実情が散見されます。ビルに入って就労移行支援、就労継続支援 B 型をやっていますが困難ケースは福祉サイドへ出してくる例があり、利益が出なければ撤退しています。また民間のグループホームが沢山出来ていて、その支援サービスの質が心配ですが、既存の法人・事業所は地域の中で一緒にやっていかないといけない状況にあります。
- 県立施設、指定管理施設、民間施設は、それぞれ階層的に神奈川全体のネットワークの中で役割分担し、特に県立施設はそのセーフティネットの機能を担ってきたはずでした。 当事者目線の障害福祉推進条例で、県立施設は通過型施設の方針を打ち出しました。県立施設として期待される要件は、法人・施設間のセーフティネットの役割、職員の育成研修事業、調査研究とその成果の提供、医療的ケアの対応、困難ケースの対応などがあります。民間にはない県予算の財源、指定管理料があるのですから、それに見合う役割を果たす責任はあると思います。

②国際連合の障害者権利条約の勧告もありますが、日本国内では少子高齢化、核家族化、複雑化する生活困窮の問題、障害のある方の高齢化・重度化、加齢児の問題など、一定数の方には入所施設・グループホームは必要不可欠でセーフティネットとして機能している実態があります。短期入所など地域生活を支える機能を備えた拠点施設でもあります。地域ごとに必要な循環型サービスを構築するためにも、今後老朽化していく入所施設が増えていきますので、時代に即した適正な定員数を確保するとともに、住環境の改善（個室化・ユニット化等）を図るため計画的な施設整備が必要です。

- 施設整備を進めるためには、施設整備補助金申請に係る国庫協議の優先順位の配慮が必要です。また民間の社会福祉法人にとっては、自己資金分となる借入金の償還金補助事業がなければ整備費の捻出は困難となりますので継続が必要です。
- 入所施設は地域移行の流れにありますが　身体障害のある方で中途障害の場合、セーフティネットとして入所施設は重要です。身体障害の場合は GH・アパートに入居する時に改修が必要になったり、ヘルパーの確保が必要になります。いろいろな福祉サービスを確保調整する必要がありますのでハードルが高くなる傾向があります。
- GH からの一人暮らしへの支援は、精神障害関係から要望が上がったと聴いています。一人暮らしは、不動産屋は良くても、大家が認めないケースが多いようです。国が日常生活自立支援事業の予算を削って

いることから、一人暮らしをどう支えるかが課題です。訪問看護事業所は増えているようなので活用を考えていきます。

③福祉人材の育成、確保、定着については、少子高齢化の波と労働人口の減少が相まってますます厳しさが増しています。ひとつの法人で解決できる問題ではないと感じています。

- 福祉の仕事が、やりがいのある魅力的な仕事であるという PR と、キャリアアップできる仕組みづくりが必要です。職員が辞めない魅力のある施設をつくりたいと思っています。
- 学生の希望する福祉の仕事の傾向は、相談系ソーシャルワークが多く、3 交替シフトの直接処遇の現場を敬遠する傾向がありますので、現場を知らないとケースワークは出来ないと説明しているところです。
- 学校の先生が福祉の仕事をそもそも勧めなかったり、親がコロナクラスターで危険であると決めつけたり、給料が安い等の理由で反対する場合もあるとのことです。
- 求人については新卒採用をあきらめて中途採用へ絞っている法人もあります。精神障害関係は 2 種事業で比較的小規模のところが多く、規模がないと新卒採用は難しいので中途採用が多いという実情があります。
- 働き方改革からすると、一部の学生からは「福祉はブラック…」という認識があるようだ。時代とともに学生の意識も違ってきています。
- 人材不足は給与の問題だけではなく、施設側の受入れ方にも課題があると思います。
- 職員の入替え、異動が出来ないため、古い職員の意識が変わらないデメリットがあります。
- 障がいのある方への理解は，子どもの時から関わっていないと難しく、大人になって気持ちがすぐに変わるものではありません。
- 処遇改善加算制度については、対象職種の拡大、事務の簡素化、改善するための法人持出し分の抑制が望まれます。
- 育休のあと保育園が決まらず復職できない場合もあり、行政側に福祉現場への復職については優先的に扱ってほしいと要望があります。

④物価高騰、電気料、燃料費等の高騰による運営費の圧迫が著しい状況です。

- 給食費の値上げ、給食外注業者の委託費の値上げ及び委託契約打ち切り（撤退）も出ている状況です。
- 福祉サービスの報酬単価は公的に決まっているため、物価高騰等の値上げ分を、利用者ご本人の自己負担分に転嫁することは出来ません。よって、国県市の助成金に頼るしかない状況です。この状況が長期化すれば、体力がない法人は運営が行き詰まることも考えられます。今後、経費削減が人件費までに及べば支援サービスの質の低下につながることは確実です。

⑤介護保険も障害福祉サービスも同じ仕組みで、全国を 8 地区に分けて単価が設定されています。「地域別の区分は、統一的かつ客観的に設定する観点から、原則として、地域ごとの民間事業者の賃金水準等を反映させたものである公務員の地域手当に準拠して設定している。」とされていますが、市町村別の詳細な根拠は示されていないと思われます。

- 級地格差の問題は以前からありますが、最低賃金は神奈川県内で同一なのに、地域区分の等級により基本報酬単価が変わります。等級が低い設定の地域は、他の地域と同じ福祉サービスを提供した場合でも基本報酬が低くなり不利となります。県内であれば等級の低い地域だからといって必要経費、人件費が明らかに低いわけではありません。このような等級による級地格差の是正が望まれます。
- 職員の採用は、市町村別ではなく県別の最低賃金が基準であり、同じ県内での単価の大きな違いは、職員配置人員にも影響しサービス提供に差が生じます。職員の給与改善の観点からも、県別の最低賃金も考慮した地域区分の設定が必要です。

- 具体例として、南足柄市（その他）の場合は、隣接の小田原市（5 級地）と単価が 10%違います。障害者支援施設の足柄療護園の場合、約 4 億円の自立支援費等収入なので、小田原市に立地していた場合との収入差は 4000 万円になります。その差は職員 10 人分相当に当たります。

7　社会就労センター協議会

■　提言　・　提言内容　■

①就労継続支援 B 型の工賃実績月額の算出方法を見直し願いたい。

就労継続支援 B 型事業所の報酬単価の基準にもなっている工賃実績の算出に疑問を感じる。

現在の算定方法では、利用される方の選択機会の制限に繋がることに加え、事業所運営、支援の要となる職員配置にも影響する算定方法となっている。

②地域社会と福祉の垣根を超えたサービスの提供

主に知的障害者に対して福祉的就労の場を提供していますが、十分な給料を支払えているとは言えないのが現状です。そのため、公的な制度を利用しながら生活している人もおり、自分らしい生活を送る事ができない方が多くいると思います。事業所として通所されている方々に仕事を提供しているわけですが、やはり地域社会の受け入れがないと難しいのが現状です。

■　提言背景　■

現状：月額工賃を算定する際の基準

１．月の内、1 日でも通所実績があった場合、月に数時間の利用の方も算定人数に含める。

２．複数の B 型事業所を利用されていて、通所実績がある方、算定人数に含める。

３．月の途中で退所した方の支払金額及び算定人数に含めない。

課題：月額工賃実績を算出する際、現状の①②③の対象者を含める事で、分母が大きくなるまたは、支給しているが実績として反映しない事により、正しい工賃実績が見えなくなってしまっている。また、その月額工賃実績が報酬単価に直結するため、運営にも大きく影響する事となっている。

工賃向上を目指していく事はＢ型事業所の大きな役割であると認識しています。工賃向上を目指していく。すなわち、利用者の方に働くことを通してやりがいや達成感を得てもらう目的があると考えます。現状、働くことを目指し、月の 1 日または、数時間から取り組み始める方もいらっしゃいます。加えて、自己選択の機会も狭める可能性がある制度となっています。その事例として、自身の働き方や取り組み内容を選択し、複数の事業所を利用できる事になっていますが、こちらも月の通所日数の中で複数に分散されるため、それぞれの事業所の月額工賃実績に影響する事となります。また、3 にあげた月の途中の退所者は含めない事で、極端な例では月の最終日に就労や他事業所への移行するため、退所した場合、その月の工賃支給実績はあるが、その金額を含めない事で正しい工賃実績ではなくなるという状況にある。

8　福祉医療施設協議会

■　提言　・　提言内容　■

①無料低額診療事業および福祉医療病院の取り組みについて、正しく理解してもらうための情報発信・情報共有

■　提言背景　■

①無料低額診療事業等、福祉医療病院が行っている福祉的な取り組みについて、それらを必要としている方へ知ってもらえていない。理由として考えられるのは、インターネット検索で得られる情報が限られていることと、福祉関係者の認知度が低いことである。そもそも相談者自身でアクセスし、相談・利用に至ることは少ないため、総合的な相談や生活の困りごとを相談する窓口（行政や生活困窮者相談窓口等）に来所した相談者へ窓口の職員等から無料低額診療事業等を案内してもらうことが、支援が本当に必要な方の相談・利用へつながると考えられる。
しかし、そのそれらの窓口等における認知度も低いという現状から、まずはそれらの福祉関係者に対し、理解促進のために働きかける必要がある。

9　更生福祉施設協議会

■　提言　・　提言内容　■

①困難な問題を抱える女性への支援のための施策の推進
　これまでの男性優位社会という社会構造を背景として生じている女性が抱える困難な問題に対しての支援を進めるためには、まず新法の理念の普及啓発が必要であり、SDG s を踏まえた施策との関連を強調するなどにより、認知度をあげていけるような取組み（普及啓発等）を行政が積極的に推進していくことが必要である。
②地域共生社会の実現に向けた息の長い支援のための多機関連携の構築
　近時、多機関連携のもと、切れ目のない息の長い支援の必要性が叫ばれているが、期間が求められる職責を全うするだけではなく、縦割り行政の弊害も指摘されていることから、時には制度の枠組みを一歩超えた連携も求められている。
③省庁の壁を越えた現場施設間の協働の実現・充実
　厚労省所管の福祉施設と法務省所管の更生保護施設間において、継続保護が必要な対象者をスムースに引き継ぐことが必要であることから、地域共生社会の実現のため、また、再犯防止のため、社会での居場所が極端に少ない、いわゆる「刑余者」について、福祉施設と更生保護施設を連携させたケースについて、双方の省庁から、それぞれ、委託費の加算対象にするなど、予算上での後押しをしていただければありがたい。
④現在の生活保護施設を生活困窮者支援施設と併せて運営出来るようお願いしたい。
　現在、生活保護施設は更生・救護の種別、入所・通所を問わず、厳しい定員制のうえで成り立っているが、昨今の利用者は身体的・精神的要因の他に社会的要因で施設利用に至る対象者も数多い。
　一方で生活困窮者支援では新型コロナの関係で収入・住まいを失った方への緊急対応として保護施設の空き部屋利用など、単に困窮を要因とした要支援者への対応も求められている。また養護施設卒業者の行く先についても不透明な部分を感じる。軽度の障がい等があり、引き続き支援が必要な方々はどうしているのか？どの制度を利用できるのか？ここでも保護施設の利用が有効になるのではないか。これらに対応できるよう現在の保護施設を多機能型にしていただき、単に空き部屋を提供するだけでなく、就労等へ結び付けられる支援を可能とする施設運営を行いたい。

■　提言背景　■

①困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が、令和４年５月２５日に公布され、令和６年４月１日施行となっている。現在、国において関連施策に関する基本的な方針や関係法令が検討されているところである。今後法律施行に向けて、都道府県基本計画が検討・策定されることになっている。こうした動きの中で適時に議論を深め、施策化を進めることが必要である。

②更生保護施設退所者の地域での自立について、現在、法務省もフォローアップ事業の充実強化を揚げているが、昭和２５年に成立した更生緊急保護制度発足当時の GHQ とのやり取りから、犯罪前歴者のケアは原則一般福祉が担うべきだとする方針と法務省の前述した方針と齟をきたしている現状にある。どこまで、法務省所管の更生保護施設が刑余者のケアに関与するべきなのか、スティグマ（犯罪者であることの汚名）を着せ続けることへの人権上の批判も予想される。切れ目のない息の長い支援が求められているものの、更生保護と一般福祉の間で棲み分け（役割分担）が必要と思われる。

③福祉施設側から見ると、いわゆる「刑余者」は一般対象者とは異質で怖い存在であり、あまり対象としたくない存在となりがちである。一方、更生保護施設側から見ると、対象者である前科者たちは、障害・高齢であればなおさら、地域社会へ繋げていかないと更生は難しい。しかし、この施設間の協働は、必ずしもスムースに実施されていない現状にあることから、国の所管省庁がイニシアティブをとって、委託費の加算等の予算上のメリットを与えることにより、両者の協働を促進していただければありがたい。

④ご存じのとおり、生活保護施設は措置費施設となっているが、生活困窮者自立支援は措置対応ではない。税金の問題をどうクリアしていくのか？養護学校卒業者については、行政の子ども支援の担当課と生活保護課の関係を調整できるのか等が課題となる。

10 地域生活施設協議会

■　提言　・　提言内容　■

①地域福祉の共通基盤を軸とする、分野・種別を超えた学び合いと緩やかなネットワークづくりの推進

　地域福祉の推進に携わる職員が、より専門性と施設の機能を生かし、住民と共に地域の課題に取り組めるよう、積極的な学びの機会を持つ必要がある。

　社会福祉関係者等が地域や種別協議会の枠を超え、次世代を担う人材育成の場を設け、多様な視点からソーシャルワークを捉え、考え、共通認識を作り上げていく場の造成を進める必要がある。

■　提言背景　■

①福祉サービス・制度が整備され、充実していく一方で、ややもすると、定められたサービスや制度を、福祉サービスの利用を必要とする人の暮らしに当てはめていくようなケアプランや支援計画になってはいないだろうか。利用者本人の望みや生きがいに寄り添うために、施設・法人内外の人やサービス、インフォーマルな取り組みにアクセスすることができているだろうか。そうした疑問や課題を感じながらも、人手不足や求められる経営努力への対応に邁進せざるを得ず、思い描いた地域福祉の推進と異なる現実に職員が疲弊している様子がうかがえる。

人材が不足し、またコロナ禍の影響により、法人施設内外の職員と交流すること、取り組みについて意見交換する機会が減少し、職員の気が付かないうちに職場内で孤立している現状も見受けられる。

職員が持っている目標や課題意識を広く共有していくことにより、緩やかな連携ができ、ひいては仕事の魅力を再確認することにより離職を防ぎ、より安全で豊かな地域づくりへとつながる可能性があると考える。

11 介護老人保健施設協議会

■　提言　・　提言内容　■

①令和 6 年介護報酬改定における居住費を基本報酬から外すことについて異論

　次期介護報酬改定の議論となっている内容で、居住費を基本報酬から外し基本単位数を減算する方向で議論が進められていますが、その理由について納得が行きません。標的が介護老人保健施設と介護医療院であることもいかがなものか。その分は利用者負担になるのか施設負担になるのか。コロナの収束もみえず、さらに物価が高騰し光熱費等の経費がかさみ運営に影響を与えている状況の中で、次期改定で実施するのは時期尚早ではないか。

■　提言背景　■

①介護老人保健施設は在宅復帰・在宅療養支援施設なので生活の場としての居住費に相当する単位を基本報酬に組み入れることは適当でないと議論されています。また、介護医療院も同様なのだが、現状はどうかというと医療ケアが必要で介護を要し長期療養を目的とした利用者がほとんどである。

② 民生委員児童委員部会　市町村社協部会

12 民生委員児童委員部会

■　提言　・　提言内容　■

①民生委員児童委員の魅力発信・負担軽減・担い手確保に向けた具体的な支援をお願いします。

- なり手確保に向けた民生委員児童委員の魅力ややりがいの幅広い周知、充て職や動員などの軽減に向けた取り組み、候補者推薦方法の多様化や要件について市区町村行政との検討をお願いします。
- 住民が抱える課題が複雑化・多様化する中で、地域課題を解決していくためにも、民生委員児童委員が安心して相談を受けるためのつなぎ先としての受け皿を、行政や関係機関が連携し、仕組みとして整えていく必要があります。
- 各市町村域においては、地域共生社会の実現に向けた包括的体制支援整備等に早急に取り組まれ、住民の生活課題を解決するための仕組みづくりのイニシアチブ、民生委員児童委員の活動費の増額、民児協事務局（行政職員）への支援、関係機関への理解促進等について検討いただきたく存じます。

②民生委員児童委員の活動推進に向けた具体的な支援をお願いします

地域共生社会の実現に向けた包括的体制支援整備等の推進、住民の生活課題を解決するための仕組みづくりのイニシアチブ、民生委員児童委員の活動費の増額、参画する委員会等の厳選による負担軽減、民児協事務局（行政職員）への支援、関係機関等への理解促進について検討をお願いします。

③孤立・孤独の問題、児童虐待、中間層の経済的困窮への具体的な施策の検討および支援のための環境整備をお願いします。

- 孤立・孤独の問題、児童虐待、生活困窮等の根本的な解決のためには、具体的な施策と、関係機関・団体一丸となった対応が必要です。施策のさらなる検討、行政の縦割りの解消、さらなる連携に向けた取り組み、関係機関・団体内における民生委員児童委員の正しい理解の普及をお願いします。
- 民生委員児童委員が活動する中で、安心して相談を受けられるよう、つなぎ先を充実いただくこと、そして、民生委員児童委員に過度な負担がかからないよう、行政・社協をはじめとする関係機関・団体における理解促進を進めていただけることが望まれます。

■　提言背景　■

①コロナ禍で孤立・孤独状態の住民が増え、生活困窮や 8050 問題、ヤングケアラーなど、制度の狭間にあって潜在化しやすい課題、複合的な問題が増加する中、民生委員児童委員の重要性は増しており、定数は増加傾向となっています。一方で、欠員数は増え、充足率が低下している状態です。

- 欠員地区においては民生委員児童委員による身近な相談役としての支援が受けられなくなってしまうこととなり、各地域に欠けることなく民生委員児童委員を配置することは、孤立・孤独状態の住民を早期発見することにつながります。
- また、欠員地区に対しては周辺地区の民生委員児童委員等がフォローすることとなり、通常の民生委員児童委員活動以上の活動が求められることとなります。
- 仕事・子育て・介護をしながら委員活動をする民生委員児童委員が半数を占める中では、活動しやすい環境づくり、負担軽減が必要です。
- 「大変そう」という民生委員児童委員のマイナスイメージの払拭、実際に担ったことによるやりがいや自身の世界の広がりなど、魅力の発信、ともに活動してくれる仲間を増やすことが求められます。

ページ 42

- 身近な相談相手として活動する民生委員児童委員は、一人の人や家族の中に見える、様々な分野に関わる、多様で複合的な困りごとを受け止めていますが、制度・施策は縦割りにならざるを得ない状況であり、つなぎ先が明確ではないことも多く、民生委員児童委員の負担感につながっています。

②民生委員児童委員は、住民の身近な支援者として課題発見に努め、適切な支援先につなぎ、見守りをしていくことが重要な役割です。

- 住民が抱える課題が複雑化・多様化しており、地域課題を解決していくためにも、民生委員児童委員が安心して相談を受けるためのつなぎ先としての受け皿を、行政や関係機関が連携し、仕組みとして整えていく必要があります。

③コロナ禍で孤立・孤独状態の住民の増加、児童虐待、ヤングケアラー、生活困窮世帯の拡大などが、地域で顕在化しています。課題の複雑化、多様化による対応の難しさや、地域共生社会に向けた動きの中での民生委員児童委員に向けられる期待が寄せられている一方で、つなぐ先の見えない相談も増え、民生委員児童委員の負担となっている例も少なくありません。

- また、関係機関・団体における民生委員児童委員の正しい理解が必ずしもされていないことが現状です。

13 市町村社協部会

■　提言　・　提言内容　■

①包括的支援体制の構築にむけた全市町村における取り組み推進

中高年のひきこもりやヤングケアラー、コロナ禍により拡大した生活困窮者層の増大など、これまでの制度からこぼれ落ちてしまう問題が顕在化する中で、断らない相談や伴走型・プッシュ型支援、多機関協働など、全市町村における包括的支援体制の構築にむけた取り組みがますます重要となっている。

社協は住民主体を基本に地域福祉を推進する民間組織として、多様な担い手、機関・団体から課題を集約し、連携・協働を促し、行政とともに包括的支援体制構築の一翼を担っていく。

各市町村行政におかれては、多様化・複雑化・複合化する住民の生活課題の解決にむけて庁内連携を図り、社協および関係機関・団体、地域の担い手との連携・協働による包括的支援体制の構築にむけた取り組みを推進していただきたい。

重層的支援体制整備事業に関する県内市町村での取り組み状況

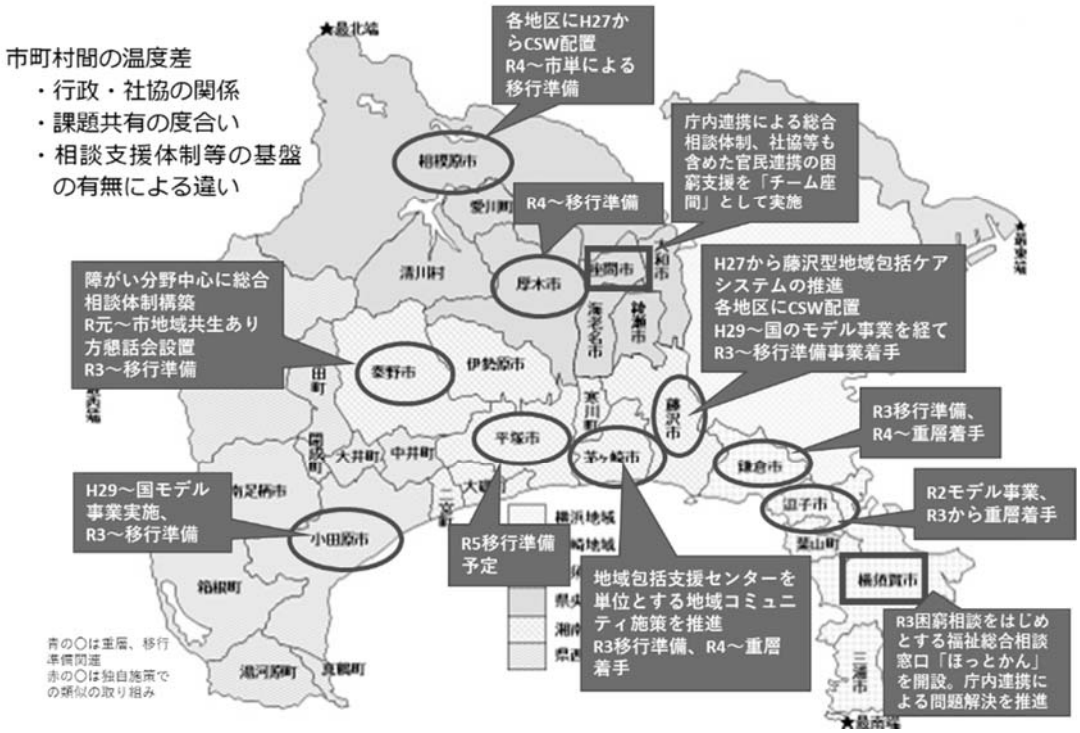

②地域の担い手への支援拡充と、地域づくりに関わる専門職の配置

包括的支援体制は、地域住民や多様な主体の参画による地域共生社会の実現を目指したものであり、福祉にかかわる専門機関や専門職だけですすめるものではなく、地区社協や民生委員児童委員、その他、子ども食堂、各種の居場所づくりなどに関わる地域の担い手との協働ですすめるものである。各市町村における包括的支援体制構築にあたっては、これら地域の担い手たちの活動を体制の中に明確に位置づけるとともに、これらの活動の活性化にむけた支援（資金や拠点の整備など）を拡充していく必要がある。

また、このような住民主体の活動を促進するための専門職の配置をすすめる必要がある。

生活支援体制整備事業を通して、専門職による生活支援コーディネーター―が一定のエリアごとに配置された市町村では、大学との連携による介護予防の取り組みや、民生委員児童委員および企業・商店などのさまざまな地域資源等との連携による生活困窮者への取り組みなど、明らかな成果が出てきている。生活支援体制整備事業を地域づくり促進のための重要施策として活用するとともに、住民活動の効果的展開、活性化にむけて、一定のエリアごとの専門職配置をすすめていく必要がある。

③権利擁護および意思決定支援に関わる取り組み推進と、持続可能な日常生活自立支援事業の運営基盤整備

高齢者、障がい者をめぐる虐待や差別・偏見といった問題は社会に根強く残っているが、神奈川県内では、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関が、令和 5 年 1 月現在で 22 市町村に設置され、関係機関間のネットワーク化を図りながら、権利擁護に関する相談等に取り組んでいる。神奈川県では令和 4 年 10 月に「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」が公布されたところであるが、高齢化の進行や単身世帯の増加という現状の中で、今後ますます本人を中心に置いた意思決定支援、権利擁護の取り組みを充実させていく必要がある。

全市町村における権利擁護に関する中核機関の設置をめざすとともに、すでに設置されている市町村においては、さらに取り組みの充実にむけて、人員体制等の整備をすすめる必要がある。

また、社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業は、成年後見制度利用の手前の段階で判断能力に不安のある人が利用できる貴重な支援策となっているが、事業運営のための財源は厳しい状態にあり、丁寧な相談支援をおこなうほど、苦しい運営になっている。持続可能な日常生活自立支援事業の運営にむけて、国、都道府県、市町村による財源の確保、整備を求める。

④外国につながる人々の福祉課題への取り組み拡充と施策化の推進

コロナ禍における生活福祉資金特例貸付を通して、大変多くの外国につながる人々（以下、「外国籍住民等」）の存在が把握され、今後、これらの人々に対する生活再建にむけた支援が大きな課題となっていく。そこには言葉の壁はもちろん、文化や風習の違いからくる考え方や理解のずれが想定され、これらを含めた福祉分野における多文化ソーシャルワークの必要性が高まっている。

国際交流分野では地域住民との交流事業などの取り組みがこれまでも各地で実施されており、また、福祉分野では県内社会福祉協議会においても住民との交流事業や「やさしい日本語講座」などの取り組みが始まっている。今後は、こうした取り組みをおこなう組織・団体とが連携し、情報共有をすすめ、福祉分野の視点から生活課題に対応した支援の取り組みを拡充していく必要がある。

また、外国籍住民等の高齢化も今後の課題であり、言葉、文化、宗教、風習、食などさまざまな違いのある人々が、自分らしく暮らせる地域づくりにむけて、地域共生社会の実現という目標の中に、外国籍住民等の福祉課題の視点を明確化し、福祉施策として展開していく必要がある。

ページ 44

③ 第２種･第３種正会員連絡会

14 県手をつなぐ育成会

■ 提言 ・ 提言内容 ■

①知的障がい児者本人の意思が尊重され自分らしく安心安全に暮らせる社会をめざす

知的障がい児者は親や支援者が代弁を行いがちだが、本人に経験が乏しい事と意思の読み取りが難しい事が原因で決して意思が無いわけではない。あらゆる場面で選択肢は多い事が望まれる。本人が選択する為には、本人が経験を積む事と、本人の意思決定支援が重要である。また「安心安全に」とは障害者を守るという意味だけではなく、インクルーシブ社会やバリアフリー社会を進める事が、誰もが安心安全に暮らせる社会に繋がると考える。共に育ち共に学ぶ環境を整備する事を要望し続け、誰もが住みやすい社会を目指す。

■ 提言背景 ■

①知的障がい者は障害基礎年金や成年後見制度等、たくさんの課題を抱えている。更に障害者権利条約の勧告から育成会としても考え方の転換期になるかもしれない。ただ、法が整備され制度ができたとしても、地域が成熟していないと制度自体がうまく機能しないのではと懸念もしている。「生まれ育った地域が悪かった」ということにならないように、障がいについての理解を広め、目指す社会の実現に向けて必要な活動を続ける。

15 県障害者地域作業所連絡協議会

■ 提言 ・ 提言内容 ■

①後継者を確保するための人材育成の仕組みづくりの必要

小規模な事業所が事業を継続させるための人材育成と仕組みを、実態に即して実施できるようにすること

②地域の相談支援の仕組みの構築

障害者の方は、高齢の方と異なり、サービスを使う際にサービス等利用計画が義務付けられています。しかし、どこも相談支援事業所は不足し、セルフプランでやらざる得ない状況がでています。相談事業所を増やす仕組み（財政支援等は急務です）また、地域の中では障害者だけではなく、引きこもりや支援の手がさしのべられない固有の問題も顕在化しているなか、身近な場所で相談を受ける仕組みを、長い間隙間の支援を実施してきた小規模な地域活動支援センター等を活用し、相談支援の仕組みをつくることが必要だと思います。

■ 提言背景 ■

①私たちの団体は 1977 年に神奈川県が制度化した障害者地域作業所の連携や支援を実施する団体です。障害者支援費制度が施行され、措置から契約の流れの中、また支援費制度が破綻し障害者自立支援法に変わる際、３年間の猶予のもと障害者地域作業所として活動してきた団体は法人格を取得し法定事業に移行するように神奈川県は方向転換を図り私たちの関係者も受け入れざるを得なかった。多くの障害者地域作業所は、その実態にあわせて就労継続事業所や生活介護の事業所、市町村事業である地域活動支援センターに移行し、今日に至っている。多くの関係者は障害者地域作業所と一番近い障害者地域活動支援センターを選択し、地域の隙間の支援を継続してきたという実態がある。しかし、昨今地域活動支援センターが後継者不足などによって閉所されている事例がでてきている。せっかく地域の拠点として長い間活動を続けてきた地域活動支援センターが、後継者不足で閉所せざる得ない状態を

作ることは非常にもったいない。地域福祉を担う人材の育成が急務だと考えるが、人材育成のすべがわからない状態である。大きな法人であっても人材確保に苦心している中で、小規模な事業所の人材確保及び育成の仕組み作りが急務と考える。制度の隙間はいつの時代でもできてきます。それを埋める努力をしてきたのが障害者地域作業所であり、その流れをくむ障害者地域活動支援センターであると思います。後継者がいないことで閉所することは隙間の支援をだれもできなくなることになると思います。

②障害の方のサービス等利用計画を作成したり、固有の課題を一緒に考えていくために相談支援事業所が制度化されました。しかし、障害の相談支援事業所の数は圧倒的に少なく、また相談員も長く続かない状況です。背景には、サービス等利用計画をご本人やご家族から聞き取り計画を作ったとしても、サービスの決定は各市町村の担当者が決めてしまうことが課題としてあげられています。計画を作った相談員としては無力感が生じると、よく地域の会合などで耳にします。相談員の絶対的な不足も課題です。地域の相談体制の仕組みを今ある制度だけではなく、昔から身近なところで支援を実施してきた小規模の事業所の職員等を活用する仕組みが必要だと考えます

16 県ホームヘルプ協会

■ 提言 ・ 提言内容 ■

①地域福祉を支える人材の確保

高齢者や障害者が住み慣れた地域で暮らし続けるために継続的な人材確保・育成が必要である

■ 提言背景 ■

①高齢者の独居率の向上や障害者の自立支援ニーズが高まる中、また生産人口の減少も重なり、訪問系の福祉人材の減少が著しい。

17 横浜ダルク・ケア・センター

■ 提言 ・ 提言内容 ■

①生活のしづらさや生き辛さを抱える人への支援体制

依存症の分野において重複した精神障害はもとより、幼少期からの家庭環境からもたらされた生き辛さの深さには個人差があることから、サービスの有効期間が一律 2 年に設定されていることに疑問を感じてしまう。

■ 提言背景 ■

①居場所としての提供ができない。期間が過ぎてしまった者については必要性があろうがなかろうが利用をやめてもらうか、見学者としての扱いにしている。

18 県断酒連合会

■ 提言 ・ 提言内容 ■

①地域コミュニティー

自治会・町内会への行政及び専門職員の参加。地域協働の推進。

孤立や困窮者が身近な町内会などで、話を聴き、話ができるという周知（回覧板など）が必要と考えます。

■　提言背景　■

①問題の原因の多くは、地域コミュニティの希薄と考えるのは実感として捉えているからです。
近隣や町内会のコミュニケーションが密な地域では、比較的、早期介入による深刻化が防げていると感じます。

④ 政策提言委員会　委員

19　石橋委員・元政策提言委員会委員

■　提言　・　提言内容　■

①在宅から共同生活援助事業への移行策及び各自治体策定の障害福祉計画の共同生活援助を３類型毎に策定するよう働きかける。
　障害者の大半が在宅で日常生活を過ごしています。地域移行が施設・病院からを旨として施策が展開されているが、家庭介護者の高齢化問題等で今や在宅生活に困難を増しています。在宅から共同生活援助事業への移行策を策定すること。県及び各自治体が策定する障害福祉計画の共同生活援助を３類型毎に策定が必要。介護サービス包括型、外部サービス利用型そして日中サービス支援型の３類型の共同生活援助事業では、重度重複障害(医療的ケアを含む)の障害特性に対応できる人員配置となっていない。生活介護事業を持っている社会福祉法人でないと運営（資金・人材）が難しいことが概念的に聞いている。生活介護事業からやりくりをしなくても運営ができるように経営側からも働きかけてほしい。

②地域のつながり、人と人のつながり
　災害（大小関係なく）の度に「人とのつながり」「絆」等が叫ばれ、注目されますが少しずつ忘れている今日です。人口減少というより福祉サービス(高齢者も障害者）の担い手不足、財源不足（?）からか地域包括ケアシステムが数年前にとなえられています。社会福祉協議会は、社会福祉法第１０９条に定められた事業を行うことにより、地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法人であり、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行うものが参加し、その活動も社会福祉法に定められている。活動に住民が参加するための援助、社会福祉を目的とする事業についての調査、普及と宣伝そして県社協には、人材の育成と事業の運営（経営）について指導及び助言がある。「地域のつながり」もよりたくさんの住民が参加する企画をそれぞれのセクションで実施することにより取り戻せるのではないでしょうか。令和４年５月に全社協が政府に提出した要望事項に事業ばかりで地域住民の活動に対する要望がありません。

③県社会福祉協議会の会規定に「会員の責務」条項をもうける
　社会福協議会の会員に「地域福祉の推進を図る」活動に対して責務があることから、自覚を促すためにも、すでに設けている社会福祉協議会を調査し、制定する。

■　提言背景　■

①重度重複（医療的ケアを含む）の共同生活援助（グループホーム）の建設が進んでいない。３類型をまとめての障害福祉計画なので現状の実態を表していない。

5 本会・各部所

20 福祉サービス推進部・福祉サービス第三者評価推進機構

■ 提言 ・ 提言内容 ■

①「福祉サービス第三者評価事業」受審を県及び県下市町村行政とともに促進します。

国において、平成 30 年度より介護保険及び障害福祉サービスにおける利用者への重要事項説明に第三者評価受審の有無等の項目が追加される等、第三者評価事業の重要性は増してきている。
また、令和４年 12 月 20 日付で全社協社会福祉施設協議会連絡会が発出した「虐待・権利侵害の根絶に向けた行動宣言～さらなる人権尊重・尊厳保持の実現に向けて～」では、福祉サービス提供事業者等に“外部の人々が介入する仕組み”の一つとして第三者評価の受審がうたわれている。

そういう流れも踏まえ、第三者評価推進機構では本評価の受審が全県的に進むよう、取り組みを進めていくが、県及び市町村行政においても、福祉サービス提供事業者に向けて、受審の積極的な働きかけをお願いしたい。

あわせて、受審に関しては、横浜市では、高齢・障害分野で受審助成制度が、また、保育分野では受審費用の一部を公定価格の加算が、それぞれ認められている。この受審加算制度は、川崎市も導入している。本会でも、経営者部会をはじめとした会員組織の助成制度を行っている。

一方で、事業開始から約 20 年が経過し、現行の運用の一部に事業の意義・目的との乖離が見られることや社会福祉施設・事業所数の増加に対し受審数が伸びていないなど、課題が顕在化していることを受け、全社協では検討会を設置し、「第三者評価の意義・目的に関する課題」「受審率の伸び悩み」「都道府県の推進機構の課題」「評価機関・評価調査者の課題」「評価結果の公表」の５つに課題を整理のうえ、検討しています。その結果を報告書にまとめ、令和４年３月に提言として厚生労働省に提出しています。

このような状況を踏まえ、県及び他の市町村行政においても、福祉サービスの質の向上や利用者の権利擁護につながっていく第三者評価の受審が進むよう、その起爆剤の一つとして、第三者評価事業独自の受審加算制度の創設を検討いただきたい。

21 かながわ福祉人材研修センター

■ 提言 ・ 提言内容 ■

①福祉人材の定着と育成に向け、法人・事業者の規模の大小にかかわらず職場内研修の実施や地域の状況に合わせた集合研修の実施と参加機会の確保

- 福祉サービスの質の向上は、社会福祉事業従事者の専門性の向上が不可欠であることはいうまでもない。そのため、職員研修にかかる一部助成など国・県をはじめ市町村行政当の助成制度の構築や法人・事業者においても職員育成のために個々の事業者のみでなく一定の圏域での連携や協働による職員研修の実施などについて具体的に取り組む仕組み作りが必要といえる。
- 新たに社会福祉事業従事者として参入しようと考える層に対しても神奈川における従事者育成や研修・交流のあり方を示しその情報を広く発信することで、入職後の業務についての不安を少なくすることにもつながるものとする。
- 小規模事業者に対して職員研修の実施にかかる助成事業の体系的な見直しと、研修実施にかかる運営費の補助事業の創設

- 県内の一定範囲の圏域（県内 5-6 ブロックに分けたエリアの範囲）における職員が参加しやすい、職員を派遣しやすい範囲での研修実施体制を整備する事業の実施

この場合は、同業種のみの研修ではなく、広く地域特性を視野に入れ分野を超え社会福祉事業従事者として必要なテーマに対しての研修事業の実施

■　提言背景　■

- 社会福祉事業従事者の人材確保にあたっては、社会福祉関係の資格がなかったり従事未経験者で、多様なキャリアや年齢層の人材の参入促進に取り組んでいる。その結果、社会福祉事業従事者として、その方法（動き方・技術等）のみでなく、社会福祉事業の社会的な意義や、従事者としての倫理観など改めて学ぶ必要がある。
- また、職員の定着のためにも従事者間の交流も踏まえて学びの機会は非常に重要であり、知識や情報の習得としての E ラーニング（オンラインでの研修など）直接対面での研修の重要性を踏まえ、社会福祉事業実施法人・事業者の職員研修の体系化や事業実施上のマネジメントのあり方を見直す必要がある。
- 職員育成は、事業を実施する法人や事業者が行うことが基本となっている。しかし、職員育成にかかる経費は原則、法人・事業者負担であり、小規模な法人・事業者にとっては、職場における研修の実施や研修機関への職員派遣はサービスの提供の人手や経費の面などの運営上から十分とはいえない状況がうかがえる。

「外国人　介護・福祉人材受け入れに関する緊急アンケート」について

1　調査の概況

（1）目的

国の有識者会議において外国人が働きながら技術を学ぶ技能実習制度の見直しが進められる中、神奈川の福祉・介護現場における外国人の受け入れに関して、その現状や課題になっている事項について把握することを目的に、アンケート調査を実施する。

（2）実施期間

令和５年５月２６日～６月８日まで（１４日間）

（3）対象

①部会・協議会・連絡会代表者等　②政策提言委員会委員

（4）調査方法

アンケート調査（メール配信による）

（5）回答数

２８　（部会・協議会８、連絡会（県介護福祉士会）２０）

2　結果の概況

アンケート内容を基に事務局にて次のとおり整理した。

（1）前提となる地域社会の姿、福祉業界の姿

- そもそも外国人政策の枠組みは適切か。人権を尊重し、差別・排除を生まない地域社会をつくること。移民政策、インテグレーション施策の充実が議論できると良い。日本社会や職場、仕事に適応することを支援する視点だけでなく、マイノリティの視点で積極的に社会参加と役割が得られ、そのための積極性を引き出す特別な手立てが必要。
- 入居者や利用者が外国人を受け入れるようになるには、日本人職員が外国人職員に信頼を置いていることを周りにアピールできることが大切。介護業界の給料向上や処遇改善が必至で、キャリアパス、研修の充実が大切。外国人にも嫌がられる介護業界になると、そのうち、ほかの業種でうまく働けない外国人の働き先が介護になってしまう時代がくるのではないか。今の日本人が介護を選ばないことと同様である。
- 利用者や日本人職員からの差別や偏見の払しょく。外国人人材であってもサービスの質を落とさず、むしろ施設全体で前向きに業務へ取り組めていることを、積極的にアピールして、信頼感を高めていくことも重要。

（2）外国人介護従事者数

- 県内の社会福祉法人が運営する特別養護老人ホーム等は 400 施設を超えており、EPA での就労者を含めると 1,000 名を超えると推察される。

（３）外国人福祉・介護人材の強み

- 介護職員数の確保、介護サービスへの質的向上、ダイバーシティへの意識を高められる。
- ルーティンワーク、身体介護、生活援助や雑務は日本の文化に合わせることができ特に問題ない。母国の文化はレクリエーションの中で紹介されるなど良い形で日常生活に溶け込んでいる。
- アジア圏は、朗らかでホスピタリティが高く、来日を目指す方は仕事にまじめに取り組む傾向がある。

（４）課題

① 受け入れ上の課題

- 外国人を労働者として受け入れる特定技能１での介護職員が増えることが予想される。社会福祉法人が働きやすい職場であるイメージを持つことが大事。
- 特定技能の送り出し国はアジア９か国にわたり、今後、送り出し国数は増えると思う。施設としてどの国から受け入れるのが良いか、送り出し国の経済や政治状況、文化状況や日本に対する期待値など介護職員を受け入れるにあたっての情報を的確に発信してもらえるようにしてほしい。
- 管理団体の費用面、支援面でのばらつきの是正。
- 外国人労働者の受け入れの敷居を低くするような施策の実施
- 県「外国人介護人材受入施設環境整備事業資金」を障害者支援施設も対象にする。
- 在留資格取得に向けて、介護福祉士試験対策のサポート。
- 小規模法人が受け入れのためには、連携法人による体制整備も検討の始める時期である。
- 宗教や文化について日本との違いや、そのサポートについて案内する資料があれば、これから外国人人材を受け入れようとする事業者として助かるのではないか。
- 登録支援機関と協力して日本語力向上の取り組み必須である。そうした取り組みの支援を県社協にしてもらえると有難い。当事者への研修ではなく、事業所向けの研修カリキュラムとして企画いただける方が望ましい。
- 技能実習生が住めるアパートを探すのが大変。大家が受け入れてくれない。

② 労務管理・人材育成上の課題

- 外国人介護職員のキャリアパス（給与や評価制度、非常勤から常勤雇用など）の整備
- 時給勤務での研修受講はどうしても制限がある。
- ルーチンワークはできるが、個別支援計画の作成や、込み入った面談は難しい現実
- 家族やケアマネの対応、書類作成は相手の信頼関係や安心感につながることであるため、コミュニケーション能力があっても高度なこととなり難しい。
- 電話応対が難しい。夜間の救急搬送に伴う連絡調整は訓練を特に要する。
- 介護記録を行う能力は学習しないと難しい。
- 口頭の申し送りが正しく理解しているか心配。
- 県内に日本語教育の充実を図ることが必要。
- 慣れない日本での生活での生活面でのフォロー
- 施設内での指導にも限界があり、養成校での座学も必須として介護も専門的に学ぶ必要がある。
- 外国人、日本人関わらず、教育をする環境、教育ができる環境、給与や有給の使いやすさなどを含めた働きやすい環境を持った法人や事業所の数を多くして、離職率の少ない環境が必要である。日本語の能力向上に関しても日本人自身の日本語（介護の用語）を教育するのは日本人も同様であるので、やはり介護の教育体制の確立は必要不可欠である。

関連資料

○　令和５年度　社会福祉制度・施策に関する課題把握調査・調査票

○　社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会　政策提言委員会設置要綱

○　政策提言委員会　委員名簿

○　令和５年度　政策提言委員会　活動経過

令和5年度　社会福祉制度・施策に関する課題把握調査　調査票

部会・協議会・団体等名：

Ⅰ　提言について

提言が複数ある場合は用紙をコピーしてご記入ください。

（1）　貴会からの提言（60文字以内）

（2）　提言内容

（3）　提言の背景（現状と課題）

（4）　現状と課題に対して、貴会が取り組んでいることや事例など

Ⅱ　共通目標について

共通目標

すべての住民が、あらゆるライフサイクルにおいて、自らの意思や尊厳が尊重され、人とつながり、自分の居場所を見つけながら地域社会との接点を持ち、活き活きと暮らせる社会を創造すること

政策提言委員会では、昨年度から上記の共通目標を定めています。今後は、共通目標を見据えながら関係者との協働による取り組みを進めて参りたいと考えていますが、この共通目標に関連した下記の項目について、お考えをお書きください。

（1）　共通目標を目指して取り組む中での現状や課題、議論を深めるべき事項

（2）　共通目標を目指す上で、関係者が協働して取り組むべきこと

（3）　共通目標に関するご意見

ご記入いただきありがとうございました
恐れいりますが、令和5年3月15日（水）までに下記アドレス宛にご送りください。

送信先メールアドレス　**kikaku@knsyk.jp**　　FAX番号 **045-312-6302**

※データの加工の関係上、できましたらエクセル添付のうえ電子メールでお送りくださいますようお願いします。

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会　政策提言委員会設置要綱

（趣旨）
第１条　この要綱は、神奈川県社会福祉協議会（以下「本会」という）政策提言委員会の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。
（目的）
第２条　県民・福祉サービス利用者にとって望ましい福祉社会の実現を目指し、社会福祉政策、制度及び予算の充実について、幅広く社会全体へ政策提言するため、政策提言委員会を設置する。
（事業）
第３条　政策提言委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（１）社会福祉政策や社会的な課題に関する提言
（２）社会福祉政策や社会的な課題に関する調査研究
（３）提言実現のための取り組み
（４）その他目的を達成するために必要な事業
（委員）
第４条　政策提言委員会は 12 名以内の委員をもって構成する。
２　委員は、本会副会長及び会長が委嘱する者とする。
（任期）
第５条　委員の任期は２年とする。ただし再任は妨げないものとする。
２　補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（正副委員長）
第６条　政策提言委員会に委員長及び副委員長を置く。
２　委員長は、本会会長とし、会務を統括する。
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
４　副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
（臨時委員）
第７条　委員長は必要があると認めるときは、第４条に規定する委員以外の者を臨時の委員として委員会に出席させることができる。
（会議）
第８条　政策提言委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
（委任）
第９条　この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則
１　この要綱は、平成 23 年 8 月 3 日から施行する。
２　第５条の規定に関わらず、当初の委員の任期は平成２５年３月３１日までとする。

政策提言委員会委員名簿

（任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日）

◎委員長　〇副委員長

No.	選出区分 所属	委員氏名 職名	備考
1	本会会長 （福）横浜長寿会	篠原　正治 理事長	◎
2	本会副会長 （福）泉心会	小泉　隆一郎 理事長	
3	本会副会長 神奈川県民生委員児童委員協議会	三觜　壽則 会長	
4	本会副会長 （福）鎌倉市社会福祉協議会	兵藤　芳朗 会長	
5	その他会長が委嘱する者（施設運営に知見を有する者） （福）進和学園	出縄　守英 理事長	
6	その他会長が委嘱する者 神奈川県介護福祉士会	ｺｯｼｭｲｼｲ美千代 会長	
7	その他会長が委嘱する者（権利擁護に知見を有する者） 神奈川県弁護士会	内嶋　順一 弁護士	
8	その他会長が委嘱する者（精神保健福祉に知見を有する者） （特非）神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会	戸髙　洋充 ｆｆ ｲ 長	
9	その他会長が委嘱する者（福祉経営に知見を有する者） 川原経営グループ	薄井　照人 専務	
10	その他会長が委嘱する者（学識経験者） 県立保健福祉大学	臼井　正樹 名誉教授	〇

令和5年度　政策提言委員会　活動経過

月	内　容	
3月	下旬	課題把握調査の回答締切
4月		
5月	２４日（水） 9:30～12:10	第１回　政策提言委員会 〇委員の選任状況ならびに副委員長の選任について ○令和５年度の政策提言活動について ○部会・協議会・連絡会等代表者との意見交換会（１回目）
	２５日（木） 9:30～12:00	第２回　政策提言委員会 ○課題把握調査結果の報告 ○部会・協議会・連絡会等代表者との意見交換会（２回目）
6月		
7月	１１日（火） 13:30～15:30	第３回　政策提言委員会 ○施策として提言すべきものについて ○政策提言集の取りまとめについて
8月	施策提言・政策提言集とりまとめ（案）	
	２８日（月） 10:00～12:00	第４回　政策提言委員会 ○政策提言集について ○行政・関係者との情報共有の場について
9月	政策提言集とりまとめ・確認	
10月	政策提言集発行	
	18日（水）	政策提言集手交（予定）
11月		
12月	上旬	関係者間の課題共有（予定）

令和５年度

https://www.fukushihoken.co.jp

ふくしの保険　検索

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険

保険金額・年間保険料（1名あたり）

団体割引20%適用済／過去の損害率による割増適用

保険金の種類 ＼ プラン			基本プラン	天災・地震補償プラン	特定感染症重点プラン
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円		
	後遺障害保険金		1,040万円（限度額）		
	入院保険金日額		6,500円		
	手術保険金	入院中の手術	65,000円		
		外来の手術	32,500円		
	通院保険金日額		4,000円		
	特定感染症		補償開始日から10日以内は補償対象外(*)		初日から補償
	地震・噴火・津波による死傷		×	○	○
賠償責任の補償	賠償責任保険金（対人・対物共通）		5億円（限度額）		
年間保険料			350円	500円	550円

＊3月末までに契約手続きが完了し、前年度から継続して契約される場合は初日から補償します。

商品パンフレットはコチラから

（ふくしの保険ホームページ）

＜重 要＞

- ◆ 基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆ 特定感染症重点プランでは中途加入の場合でも補償開始日より特定感染症が補償対象となります。
- ◆ 年度途中でご加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆ 中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆ 中途でボランティアの入替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ ご加入は、お１人につきいずれかのプラン１口のみとなります。

ボランティア行事用保険（傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険）

送迎サービス補償（傷害保険）

福祉サービス総合補償（傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険（オプション））

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者　社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事保険会社〉損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL：03（3349）5137
受付時間：平日の9:00～17:00（土日・祝日、年末年始を除きます。）

取扱代理店　株式会社 福祉保険サービス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL：03（3581）4667
受付時間：平日の 9:30～17:30（土日・祝日、年末年始を除きます。）

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

〈SJ22-12223 より抜粋して作成〉

令和５年度　スケールメリットを活かした割安な保険料で
充実補償をご提供します！

ホームページでも内容を紹介しています
https://www.fukushihoken.co.jp

社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償（賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、サイバー保険、動産総合保険、費用・利益保険）

❶ 基本補償（賠償・見舞費用）　保険期間１年

▶保険金額

		基本補償（A型）	見舞費用付補償（B型）
賠償事故に対応	身体賠償（１名・１事故）	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償（１事故）	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償（期間中）	200万円	200万円
	うち現金支払限度額（期間中）	20万円	20万円
	人格権侵害（期間中）	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失（期間中）	1,000万円	1,000万円
	徘徊時賠償（期間中）	2,000万円	2,000万円
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用（期間中）	500万円	500万円
	被害者対応費用（１名につき）	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

- ●オプション1　●訪問・相談等サービス補償
- ●オプション2　●施設の医療事故補償
  - ・医務室の医療事故補償
  - ・看護職の賠償責任補償
- ●オプション3　●施設の借用不動産賠償事故補償
- ●オプション4　●クレーム対応サポート補償
- ●**オプション5**　●**施設の感染症対応費用補償**

休業補償から各種対応費用までワイドな安心

❶休業や縮小営業による収益減少はもちろん、収益減少を防止・軽減するための人件費なども補償
❷消毒・清掃費用や自主的なPCR検査費用など、かかった費用を幅広く補償
❸感染症対応特別費用で定額20万円を早期に受取り

❷ 個人情報漏えい対応補償　❸ 施設の什器・備品損害補償

プラン2 施設利用者の補償（普通傷害保険）

❶ 入所型施設利用者の傷害事故補償
❷ 通所型施設利用者の傷害事故補償
❸ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

プラン3 職員等の補償

（労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険）

❶ 職員の労災上乗せ補償
使用者賠償責任補償
❷ 役員・職員の傷害事故補償
❸ 役員・職員の感染症罹患事故補償
❹ 雇用慣行賠償補償

プラン4 法人役員等の補償（役員賠償責任保険）

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者　社会福祉法人 **全国社会福祉協議会**

〈引受幹事保険会社〉損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL：03（3349）5137
受付時間：平日の9:00～17:00（土日・祝日、年末年始を除きます。）

取扱代理店　株式会社 **福祉保険サービス**
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL：03（3581）4667
受付時間：平日の9:30～17:30（土日・祝日、年末年始を除きます。）

（SJ22-12033 から抜粋）

令和５年 10 月発行

発行　社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
総務企画部　企画課
〒221-0825　横浜市神奈川区反町３丁目 17-２
神奈川県社会福祉センター内

TEL　045-534-3866　　FAX　045-312-6302
MAIL　kikaku@knsyk.jp　　URL　https://www.knsyk.jp/